

鳥取県土木工事共通仕様書等の全面改定に関する説明会

◇ 鳥取県土木工事施工管理ハンドブック 全面改定概要

◇ 鳥取県土木工事共通仕様書の全面改定の概要について

▷ 「鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項」

資料 2

◇ 鳥取県土木工事施工管理基準の全面改定の概要について	p 1 ~ p 8
▷ 鳥取県土木工事施工管理基準 新旧対照表	p 9 ~ p 13
▷ 出来形管理基準 変更箇所一覧表	p 14 ~ p 34
▷ 品質管理基準 変更箇所一覧表	p 35 ~ p 72
▷ 写真管理基準 変更箇所一覧表	p 73 ~ p 78

◇ 鳥取県土木工事監督基準の一部改正の概要について

▷ 別紙 3 施工状況把握チェックシート（抜粋）

▷ （参考）施工状況把握実施項目一覧表

◇ 工事関係様式の一部改正等の概要について

▷ （参考）工事打合せ簿 協議の流れ

鳥取県土木工事施工管理基準の全面改定の概要について

令和2年12月
技術企画課

1 第1章 総則・第4章 写真管理基準(一覧表を除く)の改正概要 ※新旧表を参照

○ 国交省の施工管理基準に準じて、現行の基準を見直した。ただし、従来の県独自の基準のうち、品質管理における適用区分、試験場所については現行どおりとしている。

(1) 県独自の基準を廃止するもの

項目	廃止内容
第1章総則 5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 (3) 品質管理 7. 適用除外等 9. 参考 第4章写真管理基準 4. その他 用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 測定値が10点未満の場合、出来形管理図表の作成を出来形管理表(測定結果一覧表)の作成に代えることが出来る。 ● 維持的工事の出来形管理図表の作成の省略。 ⇒ (変更後) 工事成績の評定対象外工事は出来形管理図表の作成を省略可能。 ● 工事完成図の作成。出来形数量計算書の作成。(共通仕様書に記載があるため) ● 舗装工事等で展開図を作成する場合、工事完成図の縦横断面図の省略。 ● 使用材料集計一覧表の作成。 ● 測定値が10点未満の場合、品質管理図表の作成を品質管理表(測定結果一覧表)の作成に代えることが出来る。 ● 小型構造物の種類について県独自区分を廃止。ただし、ブロック積工の胴込めコンクリート等は小規模工種に含める。 ● 以下の全項目を廃止。 (1) 特に軽微な工事、特殊な工事の管理基準の特記仕様書の明示。 (2) 軟弱地盤における出来形管理基準の適用除外、変更の特記仕様書での指定。 (3) 設計書に明示されているもの、路側構造物、監督員が指示するもの以外の、基準高管理の適用除外。 (4) 構造計算上重要でない鋼材の適用除外。 (5) 設計図書に明示されていない、法肩、天端、法先の基準高及び法長の適用除外。 ● 以下の全項目を廃止。 (1) 工程表の記入要領、(2) 出来形管理資料の作成方法 ● 「施工箇所」の用語の定義について、以下の但し書きを削除。 ・施工箇所とは、施工1ブロックをいう。(以降削除)ただし1ブロックでも形状、寸法、規格等が変わるごとに1施工箇所とする。

(2) 県独自の基準を追加するもの

項目	追加内容
第4章写真管理基準 2-4. 写真の省略	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督員等が臨場した場合の出来形管理写真の省略について、不可視部は省略出来ないことを追加。

(3) 国交省の基準にあわせて追加するもの

項目	追加内容
第1章総則	
5. 管理項目及び方法	
(2) 出来形管理	● 測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目は、小数点以下を切り上げた箇所数測定する。
8. その他	● (2) 3次元データによる出来形管理 ● (3) 施工箇所が点在する工事の測定基準
第4章写真管理基準	
1. 適用範囲	● フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合の写真管理基準を追加。
2-2. 撮影方法	● 小黑板の判読が困難な場合の、電子納品における取扱を追加。
2-3. 情報化施工及び3次元データによる施工管理	● 情報化施工及び3次元データによる施工管理における写真管理の規定の追加。
2-4. 写真の省略	● 完成後に測定可能な部分の出来形管理写真の省略を追加。
2-5. 写真の編集	● 小黑板の電子化における写真の編集について規定を追加。
2-6. 撮影の仕様	● デジタルカメラによる写真の有効画素数などの規定の追加。

2 第2章 出来形管理基準の改正概要 ※参考資料「出来形管理基準変更箇所一覧表」参照

○ 国交省の最新（R2年度版）の出来形基準に準じて県基準を見直し。

(1) 新規に追加した工種 ※参考資料 P1～2

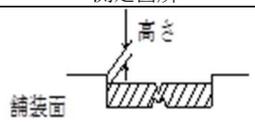
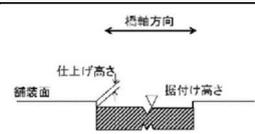
編章節	工種	概要
3-2-3-24-3(共通の工種)	伸縮装置工(埋設型ジョイント)	・測定項目「表面の凹凸」、「仕上げ高さ」
3-2-7-9-3(地盤改良工)	固結工(中層混合処理)	・測定項目「基準高」、「施工厚さ」、「幅」、「延長」
3-2-3(共通の工種)	小段排水工	・測定項目「厚さ」、「幅」※3-2-3-29-2 側溝工(場所打水路工に準拠)
3-2-3(共通の工種)	縦排水工	
3-2-3(共通の工種)	張コンクリート工	・測定項目「厚さ」※3-2-3-29-2 側溝工(場所打水路工に準拠)

(2) ICT活用による出来形管理基準、測定基準の新規追加 ※参考資料 P2～3

- 掘削、盛土工、舗装工等において、3次元データを活用した「面管理による場合」の出来形管理基準の追加。※国交省「ICTの全面的な活用」を実施する上での各種基準類に基づく。
- 掘削工、盛土工、側溝工等において、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領」等の規定による管理を行う場合の測定基準の追加。

(3) その他の主な変更

① 『伸縮装置工(ゴムジョイント)』の据付高さの「規格値」「測定基準」の変更 ※参考資料 P4

現行	規格値	据付け高さ 舗装面に対し0～-2	
	測定基準	表面の凹凸	
仕上げ高さ		舗装面に対し0～-2	
改正後	規格値	据付け高さ ±3	
	測定基準	表面の凹凸	
		仕上げ高さ	
		高さについては車道端部及び中央部付近の3点 据付高さ：舗装面とゴムジョイントの段差 仕上げ高さ：舗装面と後打ちコンクリートの段差 表面の凹凸：ゴムジョイントと後打ちコンクリートの高低差 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	

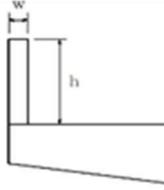
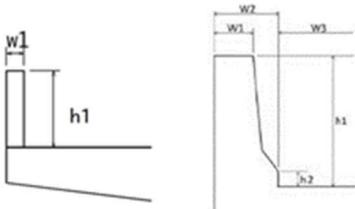
② 舗装工の「規格値」、「測定基準」、「測定箇所」を国基準に統一 ※参考資料 P5～

- ・現行基準は工事規模にかかわらず規格値を国基準の中規模以上の規格値としていたが、国基準にあわせ工事規模による規格値の区分を設けるとともに、厚さについては10個測定値の平均による管理を追加。

【例：アスファルト舗装工(下層路盤工)】

現行	規格値	基準高▽	±40			
		厚さ	-45			
現行	測定基準	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。				
		幅	-50			
改正後	規格値	測定項目	個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)	
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
		基準高▽	±40	±50	—	—
		厚さ	-45	-45	-15	-15
		幅	-50	-50	—	—
	測定基準	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。				
		<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>				

③ 橋梁付属物工『橋梁防護柵工、橋梁用高欄工』の「測定項目」の追加 ※参考資料 P20

現行	規格値	幅W	-5～+10	測定箇所	
		高さh	-20～+30		
現行	測定基準	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。			
改正後	規格値	天端幅 w1	-5～+10	測定箇所	
		地覆の幅 w2	-10～+20		
		高さ h1	-20～+30		
		高さ h2	-10～+20		
	有効幅員 w3	0～+30			
測定基準	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。				

3 第3章 品質管理基準の改正概要

※参考資料「品質管理基準変更箇所一覧表」参照

- 国交省の最新(R2年度版)の品質管理基準に合わせて県基準を見直し。

(1) 新規に追加した工種

工種	試験項目等	参考資料
プレキャストコンクリート製品(JIS I類・II類、その他)	JIS製品：JISマークの確認(写真撮影)、製品の外観検査 その他：材料試験(コンクリート、鋼材)、製品の外観検査等	P6～8
河川土工	河川・海岸土工からの変更	P25
海岸土工		P26～27
中層混合処理※全面改良の場合に摘要	配合決定のための土質試験、施工後強度試験等	P36

(2) 新規に追加した試験項目

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	参考資料
アスファルト舗装工	プラント	必須	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -65	P13
排水性舗装工・透水性舗装工					
アスファルト舗装工	プラント	必須	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -44	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	参考資料
			ポリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -18	
転圧コンクリート	材料 (JIS 除く)	その他	骨材の微粒分試験	JISA1103、5005、5308	
固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS1216	P21
			ゲルタイム試験		
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ポリングコアの目視	
覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	P31
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G504-2013	
		その他	コアによる強度試験	JISA1107	
吹付コンクリート (NATM)	施工	必須	吹付コンクリートの初期強度 (引抜せん断強度)	JSCE-F561-2013	P32

(2) 廃止した試験項目

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	参考資料
アスファルト舗装工、転圧コンクリート クォースアスファルト舗装工 排水性舗装工・透水性舗装工 コンクリートダム (高さ 15m 以上堰堤含む)	材料	その他	骨材中の軟石量試験	JISA1126	P20
					P31

(3) その他の主な変更

① 「1 セメントコンクリート」等における適用基準、試験基準の変更

- 適用基準の『小型構造物』から国に準拠した『小規模工種』に、従来の石・ブロック積工等の基礎コン、胴込コン等を追加。 ※参考 土木工事施工管理基準第1章総則

現行	<p>小型構造物の種類</p> <p>品質管理基準「1. セメント・コンクリート」における小型構造物とは、以下のいずれかに該当する構造物のうち、設計強度が 18N/mm² の無筋コンクリート (用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する構造物を含む) をいう。</p> <p>(ア) 石・ブロック積(張)工、大型ブロック積工、巨石張(積)工、補強土壁工における基礎コンクリート・胴(裏)込コンクリート・天端(調整)コンクリート・小口止コンクリート等</p> <p>(イ) コンクリート断面積が 1m² 以下の連続している小型重力式擁壁、現場打水路工、縁石工、路肩保護コンクリート、笠コンクリート、張コンクリート等 (断面積が変化する場合、平均高さの位置で判断すること。)</p> <p>(ウ) コンクリート体積が 1m³ 以下の点在する標識工、防止柵工、路側防護柵工、照明灯の基礎コンクリート、集水桝、階段工、コンクリートブロック製作工等</p> <p>(エ) (ア)～(ウ)のいずれかに類似するもの、もしくは同等程度以下の簡易なもの</p> <p>[注] 適用に当たって、疑義が生じた場合は監督員と協議すること。</p>
改正後	<p>小規模工種</p> <p>品質管理基準「1. セメント・コンクリート」、「19. 吹付工」、「20. 現場吹付工」及び「26. コンクリートダム」における小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。</p> <p>・橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ 1m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種。ただし、石・ブロック積(張)工、大型ブロック積工、巨石張(積)工、補強土壁工における基礎コンクリート・胴(裏)込コンクリート・天端(調整)コンクリート・小口止コンクリート等で設計強度が 18N/mm² の無筋コンクリート (用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する構造物を含む)、は小規模工種に含むものとする。</p>

- 適用基準を国に準じて以下のとおり変更。 ※参考資料 P2～5

現行	小型構造物で総使用量が 50m ³ 未満の場合は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
改正後	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。

○単位水量測定 of 規格値・試験基準を国に準じて以下のとおり変更。 ※参考資料 P3

現行	規格値	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15 kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
	試験基準	・1日当たりの打設量が100m ³ 以上の場合に行う。 ・2回/日(午前1回、午後1回) ・なお、管理値(配合設計±15kg/m ³) または指示値(配合設計±20kg/m ³) を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。(なお～は規格値)
改正後	規格値	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。
	試験基準	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県県土整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。

○ひび割調査の摘要に、以下の項目を追加 ※参考資料 P5

- ・ひび割れ幅が0.2mm 以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。

② 路盤、舗装関係の試験基準、摘要の変更

○ 国に準じて施工規模毎の試験基準を追加 ※参考資料 P13～19

【例】下層路盤工 [材料・必須] 修正 CBR 試験

	試験基準	摘要(変更に伴う追加のみ記載)
現行	施工前及び材料変更時	記載なし
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で 1,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの</p>

○ 国に準じて「現場密度の測定」試験方法・試験基準を変更 ※参考資料 P18

【例】下層路盤工 [施工・必須] 現場密度の測定

	試験方法	試験基準
現行	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93% を下回ってはならない。 ・また、10 個の測定値の平均値 X₁₀ が規格値を満足しなければならない。なお、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X₃ が規格値を満足していなければならないが、X₃ が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X₆ が規格値を満足していればよい。 ・500 m² につき 1 個 (= 1 孔) の割合で行う。ただし、1,500 m² 未満の工事は 1 工事につき 3 個以上とする。
改正後	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93% 以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の均値 X₃ が規格値を満足するものとするが、X₃ が規格値をはずれた場合は、さらに 3 孔のデータを加えた均値 X₆ が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000m² を超える場合は、10,000m² 以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 孔で測定する。 <p>(例) 3,001～10,000m² : 10 孔</p>

	10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に 10 孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば 12,000m ² の場合：6,000m ² /1 ロット毎に 10 孔、合計 20 孔 なお、1 工事あたり 3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1 工事あたり 3 孔以上で測定する。
--	---

③ 盛土工事（補強土壁工、河川土工、道路土工）における「現場密度の測定」の規格値等の変更

○ 国に準じて規格値等を変更

【例】補強土壁工 ※参考資料 P23

	試験方法	規格値	試験基準	摘要
現行	最大粒径 ≤ 53 mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-18	最大乾燥密度の 90% 以上	・ 500m ³ につき 1 箇所 (= 3 孔) の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は 1 工事当たり 3 箇所以上。	・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。
改正後	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B 法) もしくは 90% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E 法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	500m ³ につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	・ 橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E 法) 【一般の橋台背面】 平均 92% 以上、かつ最小 90% 以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均 97% 以上、かつ最小 95% 以上

※RI 計器を用いた場合、TS・GNSS を用いた管理の変更点は別紙参照。

4 第 4 章 写真管理基準の改正概要

※別紙「写真管理基準変更箇所一覧表」参照

○ 国交省の最新 (R2 年度版) の写真管理基準に合わせ、工種、撮影項目等を見直し。

(1) 新規に追加した工種 ※参考資料 P1~2

○ 出来形、品質管理基準の工種の追加等に伴う写真管理基準の見直し。

【品質管理】

工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]
中層混合処理	テールフロー試験	適宜 [試験実施中]
	土の一軸圧縮試験	材質毎に 1 回 [試験実施中]

【出来形管理】

編章節	工種	撮影項目
3-2-3 (共通的工種)	小段排水工	幅、厚さ
	縦排水工	幅、厚さ
	張コンクリート工	幅
3-2-6-12-11 (一般舗装工)	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート、鉄筋寸法・位置、横膨張目地部ダウエルバー寸法・位置、縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部タイバー寸法・位置、平坦性、厚さ、目地段差
3-2-7-9-2 (地盤改良工)	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ、幅
3-2-15-3 (擁壁工)	盛土補強工 (補強土 (テールアルメ工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法))	高さ、鉛直度
その他	維持修繕工関係 応急処置	処理の状況

(2) ICT 活用による写真管理基準の新規追加 ※参考資料 P2~4

○ 掘削、盛土工、舗装工等において、3 次元データ等を活用した出来形管理、品質管理を実施した場合における写真管理基準の追加。

(3) 新規に追加した撮影項目 ※参考資料 P1

○ 品質管理試験の追加に伴う項目の追加。

【品質管理】

工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕
グーアスファルト舗装(舗装現場)	温度測定	合材の種類毎に1回〔試験実施中〕
アスファルト舗装(プラント) 排水性舗装工・透水性舗装工(プラント) プラント再生舗装工(プラント)	水浸ホールラッキング試験	
	ホールラッキング試験	
	ラベリング試験	
排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)	カンタブ試験	
吹付コンクリート(NATM)	吹付コンクリートの初期強度	トンネル施工延長 40m ごとに1回

(4) 廃止した撮影項目 ※参考資料 P2

○ 国交省の基準に合わせて一部の項目を廃止。

【出来形管理】

編章節	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕
1-3-7 (鉄筋工)	コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種別毎に1回〔施工時〕
	養生	養生状況	工種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕
3-2-3-18 (共通工種) 7-2-6-3 (根固め工)	根固めブロック工	据付状況	1 施工箇所につき1回〔施工後〕
7-2-7-3 (消波工)	消波ブロック工		
8-3-6-4 (山腹水路工)	山腹明暗渠工	管布設状況	全数〔埋め戻し前〕

(5) その他の変更した写真管理項目 ※参考資料 P4~

○ 国交省の基準に合わせて一部の写真管理項目を見直し。

【全体】

区分	工種	現行		改正後	
		撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
施工状況	工事施工中	施工中の写真	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	施工中の写真	創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕

【品質管理】※変更した撮影項目のみ記載

番号	工種	現行		改正後	
31	工場製作工	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		在庫品切出状況	形状毎に1回〔切出時〕	在庫品切出	当初の物件で1枚〔切出時〕※他は焼き増し

【出来形管理】※変更した撮影項目のみ記載

編章節	工種	現行		改正後	
1-2-3-4 (河川・海岸・砂防土工)	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法)、(多数アンカー式補強土工法)、 (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		控え長さ	40m又は1施工箇所につき1回 各層ごとに全量1回〔施工後〕	控え長さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕
1-3-7-4-1 (鉄筋工)	組立て	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		位置、間隔、継手寸法	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	平均間隔、継手寸法	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)
3-2-4-4 (基礎工)	既製杭工 (既製コンクリート杭(鋼管杭)(H鋼杭))	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		偏心量	1 施工箇所毎 10 本につき 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔打込後〕	偏心量	1 施工箇所につき 1 回〔打込後〕
		根入長	1 施工箇所毎 10 本につき 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔施工中〕	根入長	1 施工箇所につき 1 回〔施工中〕
3-2-4-5 (基礎工)	場所打杭工	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		杭頭処理状況	1 施工箇所毎 10 本につき 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔処理前、中、後〕	杭頭処理状況	1 施工箇所につき 1 回〔処理前、中、後〕

編章節	工種	現行		改正後	
3-2-4-5 (基礎工)	場所打杭工	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		鉄筋組立状況	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔組立後〕	鉄筋組立状況	1 施工箇所に 1 回〔組立後〕
3-2-7-9-1 (地盤改良工)	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		深度	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔打込後〕	深度	1 施工箇所に 1 回〔打込前後〕
3-2-14-4 (法面工)	法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法枠工)	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		配筋状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 2 箇所〔吹付前〕	配筋状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所に 1 回〔吹付前〕
		アンカーバー設置状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 2 箇所〔吹付前〕	アンカーバー設置状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所に 1 回〔吹付前〕
3-2-14-6 (法面工)	アンカー工	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		削孔深さ	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔削孔後〕	削孔深さ	1 施工箇所に 1 回〔削孔後〕
		配置誤差	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔施工後〕	配置誤差	1 施工箇所に 1 回〔施工後〕
9-3-3(ボーリング工)	ボーリング工	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差 深度	ブロック毎に 1 回〔施工中〕	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に 1 回〔施工中〕
		深度	全数〔施工中〕		
10-1-11-6(落石雪害防止工)	防雪工	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		高さ	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕
		基礎幅 基礎高さ	10 基に 1 回。10 基以下の場合は 2 回。〔施工後〕		
10-1-11-7(落石雪害防止工)	雪崩予防柵工	撮影項目	撮影頻度	撮影項目	撮影頻度
		高さ	1 施工箇所に 1 回〔施工後〕	高さ 基礎幅 基礎高さ	1 施工箇所に 1 回〔施工後〕
		基礎幅 基礎高さ	10 基に 1 回。10 基以下の場合は 2 回。〔施工後〕		

第1章 総則

この土木工事施工管理基準は、鳥取県土木工事共通仕様書共通編第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用
この管理基準は、鳥取県土木整備部及び各総合事務所土木整備課が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成

工程管理 出来形管理 品質管理 (工事写真を含む)	}	工程管理 出来形管理 品質管理
------------------------------------	---	-----------------------

4. 管理の実施
(1) 受注者は、工事施工前、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施し、記録しなければならない。
(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法
(1) 工程管理
受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
(2) 出来形管理
ア 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び判定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。ただし、測定値が10点未満の場合は10点未満の出来形管理(測定結果一覧表)の作成に代えることができる。

ただし、維持工事(変則、河床掘削、舗装補修、道路維持、植樹管理)やその他これらに準ずる工事については、監督員が特指した場合は、点数に関わらず出来形管理図表の作成を省略することができる。
イ 受注者は、共通仕様書第1編1-1-19「工程管理」に基づく出来形図を作成するものとする。
なお、舗装工事等で照度図を作成する場合は、照度図及び照度面図を省略できる。
ウ 受注者は、共通仕様書第3編1-1-6「数量の算出」に基づく出来形数量計算書を作成するものとする。
エ 受注者は、使用材料集計一覧表を作成するものとする。ただし、ウの出来形数量計算書で材料の使用数量を確認できる材料については、作成不要とする。

(3) 品質管理
ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成するものとする。但し、測定値が10点未満の場合は品質管理(測定結果一覧表)の作成に代えることができる。
また、図の形式はヒストグラム、 \bar{x} -R、 \bar{x} -R-s、 \bar{x} -R-mなどを標準とする。

イ この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(7)～(エ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。
ただし、(7)～(エ)の条件に該当する工事であっても、監督員が必要と認められた場合は実施するものとする。
また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

- (7) 路盤 ※①②のいずれかに該当
①施工面積が500m²未満の場合
②仮設道路の路盤
(イ) アスファルト舗装
同一配合の合材が50t未満の場合
(ウ) 土工
施工規模が50m³未満の場合
(エ) コンクリート
均しコンクリート、捨コンクリート等の場合

第1章 総則

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、鳥取県土木工事共通仕様書共通編第1編1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用
この管理基準は、鳥取県土木整備部(各総合事務所、西部総合事務所日野振興センター土木整備課事務所日野振興センター土木整備課事務所)が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成

工程管理 出来形管理 品質管理 (工事写真を含む)	}	工程管理 出来形管理 品質管理
------------------------------------	---	-----------------------

4. 管理の実施
(1) 受注者は、工事施工前、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施し、記録しなければならない。
(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法
(1) 工程管理
受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
(2) 出来形管理
受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び判定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数(○)につき1ヶ所となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数判定するものとする。
ただし、工事成継ぎ予定要項において工事成継ぎの予定対象外の工事については、監督員が特指した場合は、点数に関わらず出来形管理図表の作成を省略することができる。

(3) 品質管理
ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとし、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成するものとする。
また、図の形式はヒストグラム、 \bar{x} -R、 \bar{x} -R-s、 \bar{x} -R-mなどを標準とする。

イ この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(7)～(エ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。
ただし、(7)～(エ)の条件に該当する工事であっても、監督員が必要と認められた場合は実施するものとする。
また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

- (7) 路盤 ※①②のいずれかに該当
①施工面積が500m²未満の場合
②仮設道路の路盤
(イ) アスファルト舗装
同一配合の合材が50t未満の場合
(ウ) 土工
施工規模が50m³未満の場合
(エ) コンクリート
均しコンクリート、捨コンクリート等の場合

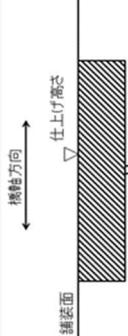
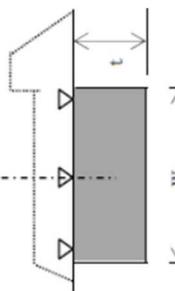
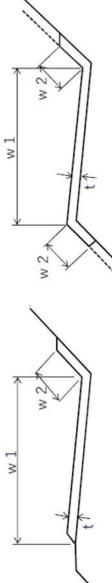
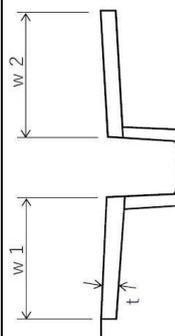
改正後	改正前
<p>ウ 試験場所 品質管理における、試験または測定は、次の場所で行う。なお、以下によりやりたい場合は、監督員と受注者が協議の上定める。 (ア) 受注者の試験室または受注者から委託された民間試験機関 (イ) 工事現場 (ウ) 工場製品の製造工場 (エ) 公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センター</p> <p>エ 小型構造物の種類 品質管理基準「1. セメント・コンクリート」、「1.9. 吹付工」、「2.0. 理髪吹付工」及び「2.6. コンクリートダム」における小型構造物は、以下の工種を除く工種とする。 ・橋台、橋脚、抗張（揚子抗張、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、甲板、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、頭梁工、欄干、橋壁、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種。ただし、石・ブロック積（積）工、大型ブロック積工、巨石積（積）工、補強土壁工における基礎コンクリート・隅（裏）込コンクリート・天端（脚形）コンクリート・小口止コンクリート等で設計強度が18N/mm²の無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する構造物を含む）は小規模工種に含むものとする。</p> <p>6. 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならぬ。また、測定しない箇所についても、規格値を満足しなければならぬ。</p> <p>(削除)</p>	<p>ウ 試験場所 品質管理における、試験または測定は、次の場所で行う。なお、以下によりやりたい場合は、監督員と受注者が協議の上定める。 (ア) 受注者の試験室または受注者から委託された民間試験機関 (イ) 工事現場 (ウ) 工場製品の製造工場 (エ) 公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センター</p> <p>エ 小型構造物の種類 品質管理基準「1. セメント・コンクリート」における小型構造物とは、以下のいすのいすに該当する構造物のうち、設計強度が18N/mm²の無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する構造物を含む）をいう。 (ア) 石・ブロック積（積）工、大型ブロック積工、巨石積（積）工、補強土壁工における基礎コンクリート・隅（裏）込コンクリート・天端（脚形）コンクリート・小口止コンクリート等 (イ) コンクリート断面積が1m²以下の連続している小型重力式擁壁、現場打木格工、縁石工、路肩保護コンクリート、笠コンクリート、張コンクリート等（断面積が変化する場合は、平均高さの位置で判断すること。） (ウ) コンクリート体積が1m³以下の点在する舗装工、防止柵工、路側防護柵工、照明灯の基礎コンクリート、集水鉢、階段工、コンクリートブロック製作工等 (エ) (ア)～(ウ)のいすのいすに類似するもの、もしくは同等程度以下の簡易なもの (注) 適用に当たって、監費が生じた場合は監督員と協議すること。</p> <p>6. 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならぬ。また、測定しない箇所についても、規格値を満足しなければならぬ。</p> <p>7. 適用除外等 (1) 土木工事施工管理基準によりやりたい特記監費工事、特殊な工事、特殊な工事の出来形管理、品質管理については、管理項目の変更等を特記仕様書に示すものとする。 (2) 取柄地上等で出来形の管理基準（規格値、施工管理基準、管理方法）の適用除外、または変更は特記仕様書で指定するものとする。 (3) 基礎高については、設計図書に明示されているもの、取柄地上等の適用除外とする。 (4) 鋼材については構造計算上重要でないものは適用除外とする。 (5) 法肩、天端、流石の基礎高及び浮長については、設計図書に明示されているもの以外は適用除外とする。</p> <p>8. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の改善写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>
<p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則」について、「平成25年3月15日付付国官技第201号、国総公第153号」による。ただし、「T/Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は、「T/S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T/Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T/Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T/S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。 (3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T/S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T/S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNS Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規格によるものとする。</p>	<p>9. 参考 (1) 工程表の記入要領 ア 工種・種別欄には、工程管理上の要素が少なく、かつ工程を理解する上で支障のないものは記入しなくてもよい。 イ 工程の上段には予定数量を、下段には実数数量を出来形パーセントを（ ）書で記入する。 ウ 予定数量を変えるときは、2,000 のように前回の予定を繰り直し上に新計画を記入する。 エ 変更のあったときは、その時点で変更数量により予定を組み替え、提出する。 ア 出来形管理資料の作成方法 イ 出来形管理の資料は、出来形管理基準及び規格値に示す工種毎の手順によって作成する。 イ 簡易な工種については、出来形図の中に出来形管理表（測定結果一覧表）及び数量計算を併記することができる。 ウ 出来形確認に必要な場合は、出来形数量計算書を作成するものとする。</p>

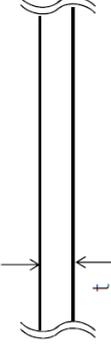
改正後	改正前																																						
<p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、移「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工順序データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事的な目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) 施工箇所が点状の工事 施工箇所が点状の工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならぬ。</p>	<p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、移「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工順序データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事的な目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) 施工箇所が点状の工事 施工箇所が点状の工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならぬ。</p>																																						
<p>第4章 写真管理基準</p> <p>1. 総則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。 <u>また、写真を映像と認む可とする。</u></p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。</p> <table border="1" data-bbox="790 224 1244 560"> <tr> <td>工事写真</td> <td>着手前及び完成写真（全景を原則とし、できるだけ同一位置から撮影。また、既済部分写真等を含む）</td> </tr> <tr> <td>施工状況写真</td> <td>安全管理写真</td> </tr> <tr> <td>使用材料写真</td> <td>品質管理写真</td> </tr> <tr> <td>品質管理写真</td> <td>出来形管理写真</td> </tr> <tr> <td>出来形管理写真</td> <td>災害写真</td> </tr> <tr> <td>災害写真</td> <td>事故写真</td> </tr> <tr> <td>事故写真</td> <td>その他（公署、環境、補償等）</td> </tr> </table> <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 <u>工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</u></p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <table border="1" data-bbox="790 560 1244 896"> <tr> <td>① 工事名</td> <td>① 工事名</td> </tr> <tr> <td>② 工種等</td> <td>② 工種等</td> </tr> <tr> <td>③ 測点（位置）</td> <td>③ 測点（位置）</td> </tr> <tr> <td>④ 設計寸法</td> <td>④ 設計寸法</td> </tr> <tr> <td>⑤ 実測寸法</td> <td>⑤ 実測寸法</td> </tr> <tr> <td>⑥ 略図</td> <td>⑥ 略図</td> </tr> </table> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県電子納品・情報共有プラットフォームにより工事写真を国交通省管理により納品する場合には、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目）に必要事項を記入し、整理する。</p> <p>(2) 上記(1)以外の場合には、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。</p>	工事写真	着手前及び完成写真（全景を原則とし、できるだけ同一位置から撮影。また、既済部分写真等を含む）	施工状況写真	安全管理写真	使用材料写真	品質管理写真	品質管理写真	出来形管理写真	出来形管理写真	災害写真	災害写真	事故写真	事故写真	その他（公署、環境、補償等）	① 工事名	① 工事名	② 工種等	② 工種等	③ 測点（位置）	③ 測点（位置）	④ 設計寸法	④ 設計寸法	⑤ 実測寸法	⑤ 実測寸法	⑥ 略図	⑥ 略図	<p>第4章 写真管理基準</p> <p>(適用範囲)</p> <p>1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。</p> <p>(工事写真の分類)</p> <p>2. 工事写真は次のように分類する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 着手前及び完成写真（全景を原則とし、できるだけ同一位置から撮影。また、既済部分写真等を含む。） 施工状況写真 安全管理写真 使用材料写真 品質管理写真 出来形管理写真 災害写真 事故写真 その他（公署、環境、補償等） <p>(工事写真の撮影基準)</p> <p>3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。</p> <p>(1) 撮影頻度 <u>工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に示すものとする。</u></p> <p>(2) 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <table border="1" data-bbox="790 896 1244 1232"> <tr> <td>① 工事名</td> <td>① 工事名</td> </tr> <tr> <td>② 工種等</td> <td>② 工種等</td> </tr> <tr> <td>③ 測点（位置）</td> <td>③ 測点（位置）</td> </tr> <tr> <td>④ 設計寸法</td> <td>④ 設計寸法</td> </tr> <tr> <td>⑤ 実測寸法</td> <td>⑤ 実測寸法</td> </tr> <tr> <td>⑥ 略図</td> <td>⑥ 略図</td> </tr> </table> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。</p>	① 工事名	① 工事名	② 工種等	② 工種等	③ 測点（位置）	③ 測点（位置）	④ 設計寸法	④ 設計寸法	⑤ 実測寸法	⑤ 実測寸法	⑥ 略図	⑥ 略図
工事写真	着手前及び完成写真（全景を原則とし、できるだけ同一位置から撮影。また、既済部分写真等を含む）																																						
施工状況写真	安全管理写真																																						
使用材料写真	品質管理写真																																						
品質管理写真	出来形管理写真																																						
出来形管理写真	災害写真																																						
災害写真	事故写真																																						
事故写真	その他（公署、環境、補償等）																																						
① 工事名	① 工事名																																						
② 工種等	② 工種等																																						
③ 測点（位置）	③ 測点（位置）																																						
④ 設計寸法	④ 設計寸法																																						
⑤ 実測寸法	⑤ 実測寸法																																						
⑥ 略図	⑥ 略図																																						
① 工事名	① 工事名																																						
② 工種等	② 工種等																																						
③ 測点（位置）	③ 測点（位置）																																						
④ 設計寸法	④ 設計寸法																																						
⑤ 実測寸法	⑤ 実測寸法																																						
⑥ 略図	⑥ 略図																																						
<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）」</p>	<p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。</p>																																						

改正前	改正後
<p>(写真の省略)</p> <p>4. 工事写真は、次の場合は撮影を省略することができる。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センターで実施された品質証明書を保管整備できる場合。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、監督員または監督補助員が職場して段階確認した場合。</p> <p>(写真の色彩)</p> <p>5. 写真はカラーとする。</p> <p>(写真の大きさ)</p> <p>6. 写真の大きさは、サービサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。</p> <p>(1) <u>着手前、完成写真等はキヤノン版又はノラマ写真(のなき写真可)とすることができる。</u></p> <p>(2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>(工事写真帳の大きさ)</p> <p>7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</p> <p>(不可視部分の写真管理)</p> <p>10. 工事写真は施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所又は工事検査時に確認困難(高所等で足場を解体し危険な箇所等)な箇所については、写真により出来形寸法が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならぬ。</p> <p>(留意事項等)</p> <p>11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督員との協議により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、監督員と協議のうえ、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>(工事写真の提出)</p> <p>8. 工事写真の提出方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事写真帳に施工段階毎で整理し、工事完成時に1部提出する。ただし、電子納品対象工事は(電子納品対象工事の取扱い)による。</p> <p>(2) 監督員の指示があった写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。</p> <p>(電子納品対象工事の取扱い)</p> <p>9. 工事写真の提出方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の「整理条件」に示すものを標準とし、工事完成時に一部提出する。</p>	<p>を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「ITSレーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(断面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(巻戻安定処理等・中層補強改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(閉結工(スラリー操作工)編)(案)」、「3次元計測技術を用いた出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同意書の規定による。</p> <p>また、「ITS・GNSSを用いた盛土の縮留管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同意書の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略する。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センターで実施された品質証明書を保管整備できる場合。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、<u>完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。</u></p> <p>(3) 監督員または監督補助員が職場して段階確認した箇所は、<u>工事完成後に不可視部分となる箇所を除き出来形管理写真の撮影を省略する。</u> 職場時の状況写真は不要。</p> <p>2-5 写真の編集等</p> <p>写真の認識性を考慮し、<u>写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』(平成29年1月30日付け、国技建設第10号)に基づく小黑板情報の電子化記入は、これに当たらない。</u></p> <p>2-6 撮影の仕様</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) <u>有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</u></p> <p><u>映像と音声を替える場合は、以下も追加する。</u></p> <p>(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</p> <p>(4) フレームレートは、実時間で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での撮影を目的とする場合は、<u>監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</u></p> <p>(5) 工事写真を紙媒体で納品する場合の写真の大きさは、サービサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-7 工事写真帳の大きさ</p> <p>工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</p> <p>2-8 不可視部分の写真管理</p> <p>工事写真は施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所又は工事検査時に確認困難(高所等で足場を解体し危険な箇所等)な箇所については、写真により出来形寸法が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならぬ。</p> <p>2-9 撮影の留意事項</p> <p>撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員との協議により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、監督員と協議のうえ、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出</p> <p>3-1 工事写真の提出</p> <p>工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>(1) 工事写真帳に施工段階毎で整理し、工事完成時に1部提出する。ただし、電子納品対象工事は「4.電子納品対象工事の取扱い」による。</p> <p>(2) 監督員の指示があった写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。</p> <p>3-2 電子納品対象工事の取扱い</p> <p>工事写真の提出方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の「整理条件」に示すものを標準とし、工事完成時に一部提出する。ただし、</p>

改正後	改正前
<p>工事写真を国土交通省電子納品等通用ガイドラインに準拠する場合は、工事写真帳の提出は不要とする。なお、整理条件とは、受注者が「撮影頻度」に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。</p> <p>(2) 電子成果品（電子データ）の整理、提出等は、鳥取県県土整備部電子納品運用ガイドラインによる。</p> <p>3-3 フォトリカメラを使用した撮影～提出とする場合の取扱い 工事写真の提出方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</p> <p>(2) 工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものを含む、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p>4. その他 用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 整理条件の不要とは、以下のとおりとする。 ・電子納品対象工事について、電子成果品（電子データ）は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要があることをいう。 ・<u>フォトリカメラを使用した撮影～提出とする場合は、工事写真帳として貼付整理し提出する必要があることをいう。</u> (4) 施工箇所とは、施工1ブロックをいう。 (5) 「〇〇m又は1施工箇所」に1回」と記載してあるものは、1施工箇所の施工延長が〇〇mに満たない場合、1施工箇所毎に1回撮影すること。</p>	<p>なお、整理条件とは、受注者が「撮影頻度」に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。</p> <p>(2) 電子成果品（電子データ）の整理、提出等は、鳥取県県土整備部電子納品運用ガイドラインによる。</p> <p>(その他) 12 用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 整理条件の不要とは、電子成果品（電子データ）は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要があることをいう。 (4) 施工箇所とは、施工1ブロックをいう。ただし1ブロックでも形状、寸法、規格等が変わるごとに1施工箇所とする。 (5) 「〇〇m又は1施工箇所」に1回」と記載してあるものは、1施工箇所の施工延長が〇〇mに満たない場合、1施工箇所毎に1回撮影すること。</p>

出来形管理基準 変更箇所一覽表

1. 新規に追加した工種		工種	内容	
編章節	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	規格値	測定基準	測定箇所
3-2-3-24-3 (共通的工種)		3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定 規で測って凹凸が3mm以下	
		舗装面に対し 0~+3		
3-2-7-9-3 (地盤改良工)	固結工 (中層混合処理)	規格値	測定基準	測定箇所
		設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測 点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。	
		設計値以上	1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度 確認を出来形とする。	
		設計値以上	「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定 処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場 合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、 延長Lを確認(実測は不要)。	
		設計値以上		
3-2-3 (共通的工種)	小段排水工	規格値	測定基準	測定箇所
		-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下の ものは1施工箇所につき2箇所。	
		-30		
3-2-3 (共通的工種)	縦排水工	規格値	測定基準	測定箇所
		-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下の ものは1施工箇所につき2箇所。	
		-30		

編章節		工種		内容	
3-2-3(共通の工種)		張コンクリート工			
測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
厚さ t	-20	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			

2. ICT活用による出来形管理基準の追加

【3次元データを活用した『面管理による場合』の出来形管理基準の追加】

編章節	工種	概要
1-2-3-2-2(河川・海岸・砂防土工)	掘削工	3次元データによる出来形管理において、国土交通省「ICTの全面的活用」を実施する上での各種技術基準に基づき、出来形管理を面管理で実施する場合に適用。
1-2-4-2-2(道路土工)		
1-2-3-3-2(河川・海岸・砂防土工)	盛土工	
1-2-4-3-2(道路土工)	路体盛土工、路床盛土工	
3-2-6-7-2(一般舗装工)等	アスファルト舗装工、透水性舗装工、排水性舗装工、グーラスアスファルト舗装工、コンクリート舗装工	
	・下層路盤工・上層路盤工・粒度調整路盤・セメント安定処理・加熱アスファルト安定処理工・基層工・表層工	
	・路面切削工・オーバレイ工	
3-2-16-3-2-3(浚渫工)	浚渫船運転工	
10-14-4-5-2(舗装工)	切削オーバーレイ工(面管理の場合) 厚さtまたは標高較差(切削)のみ	

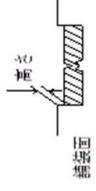
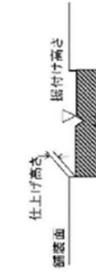
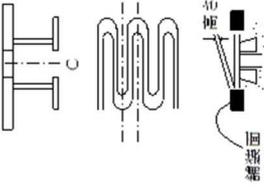
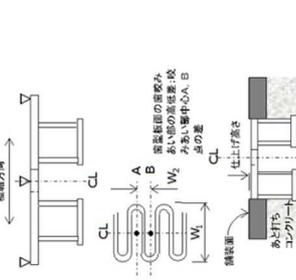
【3次元データ等の活用による測定基準の追加】

編章節	工種	測定基準の追加事項
1-2-3-2-1(河川・海岸・砂防土工)	掘削工	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。
1-2-4-2-1(道路土工)	掘削工	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。
1-2-3-3-1(河川・海岸・砂防土工)	盛土工	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。
1-2-4-3-1(道路土工)	盛土工	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。
3-2-3-5(共通の工種)	縁石工(縁石・アスカブ)	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3-2-3-29-1(共通の工種)	側溝工 (プレキャストU型側溝)(L型側溝工) (自由勾配側溝)(管渠)	【基準高】 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【延長】 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

編章節		工種	測定基準の追加事項
3-2-3-29-3(共通的工種)	側溝工(暗渠工)		【基準高・幅・深さ】 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【延長】 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
3-2-4-3-1(基礎工)	基礎工(護岸)、(現場打)		
3-2-4-3-2(基礎工)	基礎工(護岸)、(ブレイkast)		
3-2-5-3-5(石・ブロッグ積(張)工)	・コンクリートブロッグ工(コンクリートブロッグ積) (コンクリートブロッグ張)、(連節ブロッグ張り)、(天端保護ブロッグ) ・緑化ブロッグ工 ・石積(張)工		「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
3-2-7-2(地盤改良工)	路床安定処理工		「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ、天端幅 w、天端延長 Lを確認(実測は不要)
3-2-7-4(地盤改良工)	表層安定処理工		【天端幅・天端延長】 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 Lを確認(実測は不要)
3-2-7-9-2(地盤改良工)	固結工(スリ-攪拌工)		「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スリ-攪拌工)編)(案)」による管理の場合の測定項目、規格値、測定基準の追加。
3-2-14-2-1~2(法面工)	植生工		ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
3-2-14-3(法面工)	吹付工		「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
7-1-6-4(護岸工)	海岸コンクリートブロッグ工		
7-1-6-5(護岸工)	コンクリート被覆工		
10-2-5-9(排水構築物工)	排水性舗装用路肩排水工		なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
3-2-14-4-1(法面工)	法枠工		計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
10-6-5-3(覆工)	覆工コンクリート工		

3. 出来形管理基準のうち測定基準、規格値等の変更

編章節	工種	変更概要	旧	新
1-3-7-4(鉄筋工)	組立	測定基準の変更	最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編 13.2) 参照。但し書きを追加	最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準 7編 2章 2.1) 参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(III)コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。
3-2-3-11(共通的工種)	コンクリート面塗装工	規格値の変更	鋼道路橋防食便覧 II-74 「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	鋼道路橋防食便覧 II-82 「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。
3-2-3-17(共通的工種)	根固めブロッグ工	測定項目を層積と乱積で分割 測定項目の削除 ・乱積:幅の削除		

編章節	工種	変更概要	旧	新
3-2-3-24-1(共通工種)	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	規格値の変更 ・据付け高さ 測定基準の変更	舗装面に対し0~2 車道端部及び中央部付近の3点を測定。 据付高さ：舗装面とゴムジョイントの段差 仕上げ高さ：舗装面と後打ちコンクリートの段差 表面の凹凸：ゴムジョイントと後打ちコンクリートの高低差	±3 高さについては車道端部及び中央部付近の3点 据付高さ：舗装面とゴムジョイントの段差 仕上げ高さ：舗装面と後打ちコンクリートの段差 表面の凹凸：ゴムジョイントと後打ちコンクリートの高低差 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下
		測定箇所図の変更		
3-2-3-24-2(共通工種)	伸縮装置工 (鋼製フィンガ・ジョイント)	測定項目の変更 測定基準の変更	縦方向間隔W1 横方向間隔W2 高さについては車道端部、中央部に各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点	歯咬み合い部の縦方向間隔W1 歯咬み合い部の横方向間隔W2 高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点
		測定箇所図の変更		
3-2-3-31(共通工種)	現場塗装工	測定基準の追加	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。 基礎径D：設計径(公称径)以上※
3-2-4-6(基礎工)	深礎工	測定項目「基礎径D」の追加 上記追加に伴う測定基準の追加	なし なし	※7行プレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。

編章節	工種	変更概要	旧	新																															
3-2-6-7-1(一般舗装工) 3-2-6-8-1(一般舗装工) 3-2-6-9-1(一般舗装工)	(下層路盤工) ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工	規格値、測定基準、測定箇所を県独自基準を廃止し、国基準に統一 ・県独自の旧基準では、施工規模にかかわらず規格値を国の中規模以上の規格値としていたが、国交省と同様の基準とする。 ・これにより県施工規模は、概ね小規模以下の工事となるため、実質的に規格値が緩和される。 半たわみ性舗装は、青字部分の記載無し。	【規格値・測定基準】 <table border="1" data-bbox="284 745 464 1359"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±40</td> <td rowspan="3">基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部に1ヶ所を掘り起こして測定。厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割合に測定。</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-45</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	基準高▽	±40	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部に1ヶ所を掘り起こして測定。厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割合に測定。	厚さ	-45	幅	-50	<table border="1" data-bbox="284 129 635 745"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="3">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>10個測定値の平均(X/10)*面管理の場合は測定値の平均</th> <th>中規模/小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±40</td> <td>±50</td> <td>—</td> <td rowspan="2">基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部に1ヶ所を掘り起こして測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-45</td> <td>-45</td> <td>-15</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> <td>-50</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値			測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X/10)*面管理の場合は測定値の平均	中規模/小規模	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部に1ヶ所を掘り起こして測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さ	-45	-45	-15	幅	-50	-50	—
測定項目	規格値	測定基準																																	
基準高▽	±40	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部に1ヶ所を掘り起こして測定。厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割合に測定。																																	
厚さ	-45																																		
幅	-50																																		
測定項目	規格値			測定基準																															
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X/10)*面管理の場合は測定値の平均	中規模/小規模																																
基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部に1ヶ所を掘り起こして測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。																															
厚さ	-45	-45	-15																																
幅	-50	-50	—																																
【測定箇所】 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。																																			

編章節	工種	変更概要	旧	新
3-2-6-7-3(一般舗装工) 3-2-6-8-3(一般舗装工) 3-2-6-9-3(一般舗装工)	(上層路盤工)粒度調整路盤工 ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工	下層路盤工と同様に県独自を廃止し国基準に統一	【規格値】 測定項目 規格値 厚さ -25 幅 -50 測定基準 幅は、延長40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 は延長40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	測定基準 規格値 個々の測定値(X) 10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均 中規模 小規模 以上 以下 以上 以下 -25 -30 -8 -10 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。
3-2-6-7-5(一般舗装工) 3-2-6-8-5(一般舗装工) 3-2-6-9-5(一般舗装工)	(上層路盤工)安定処 メント(石灰)安定処 理工 ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工	下層路盤工と同様に県独自を廃止し国基準に統一	【測定箇所】 【規格値】 測定項目 規格値 厚さ -25 幅 -50 測定基準 幅は、延長40m毎に1箇所の割合とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m ² 未満の場合は1個以上。)の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所】 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 ・下層路盤工と同じ ・(上層路盤工)粒度調整路盤工と同じ 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 ・下層路盤工と同じ
3-2-6-7-7(一般舗装工) 3-2-6-8-7(一般舗装工) 3-2-6-9-7(一般舗装工) 3-2-6-11-1(一般舗装工)	(加熱アスファルト安定処理工) ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・ゲージアスファルト舗装工	下層路盤工と同様に県独自を廃止し国基準に統一	【規格値・測定基準】 測定項目 規格値 厚さ -15 幅 -50 測定基準 幅は、延長40m毎に1箇所の割合とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m ² 未満の場合は1個以上。)の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	測定基準 規格値 個々の測定値(X) 10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均 中規模 小規模 以上 以下 以上 以下 -15 -20 -5 -7 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 ・下層路盤工と同じ

編章節	工種	変更概要	旧	新																					
3-2-6-7-9(一般舗装工) 3-2-6-8-9(一般舗装工) 3-2-6-9-9(一般舗装工) 3-2-6-11-3(一般舗装工)	(基層工) ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工(基層工) ・排水性舗装工 ・ゲーストアスファルト舗装工	下層路盤工と同様に県独自を廃止し国基準に統一	【規格値・測定基準】 <table border="1" data-bbox="284 757 427 1346"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-9</td> <td>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m²に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m²未満の場合は1個以上。)の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> <td></td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	厚さ	-9	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m ² 未満の場合は1個以上。)の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。	幅	-25		<table border="1" data-bbox="284 143 544 734"> <tr> <td rowspan="2">測定項目</td> <td colspan="2">規格値</td> <td rowspan="2">測定基準</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値(X)</td> <td>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>-9 -12 -3 -4</td> <td rowspan="2">幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1箇所の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</td> </tr> <tr> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>-25 -</td> </tr> </table> <p>工事規模の考え方 ・下層路盤工と同じ コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	厚さ	中規模 小規模 以上 以下	-9 -12 -3 -4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1箇所の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	中規模 小規模 以上 以下	-25 -
測定項目	規格値	測定基準																							
厚さ	-9	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m ² 未満の場合は1個以上。)の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。																							
幅	-25																								
測定項目	規格値		測定基準																						
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均																							
厚さ	中規模 小規模 以上 以下	-9 -12 -3 -4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1箇所の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。																						
	中規模 小規模 以上 以下	-25 -																							
3-2-6-7-11(一般舗装工) 3-2-6-8-11(一般舗装工) 3-2-6-9-11(一般舗装工) 3-2-6-11-5(一般舗装工)	(表層工) ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工(表層工) ・排水性舗装工 ・ゲーストアスファルト舗装工	国交省の管理基準に統一すが、県独自の基準高の管理は現行どおり継続する。	【測定箇所】 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	<table border="1" data-bbox="746 143 1157 734"> <tr> <td rowspan="2">測定項目</td> <td colspan="2">規格値</td> <td rowspan="2">測定基準</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値(X)</td> <td>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>-7 -9 -2 -3</td> <td rowspan="2">基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1箇の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</td> </tr> <tr> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>-25 -</td> </tr> <tr> <td>基準高▽</td> <td></td> <td>±30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td></td> <td>3mアソファルトメータにより (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</td> <td></td> </tr> </table>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	厚さ	中規模 小規模 以上 以下	-7 -9 -2 -3	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1箇の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	中規模 小規模 以上 以下	-25 -	基準高▽		±30		平坦性		3mアソファルトメータにより (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		
測定項目	規格値		測定基準																						
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均																							
厚さ	中規模 小規模 以上 以下	-7 -9 -2 -3	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1箇の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。																						
	中規模 小規模 以上 以下	-25 -																							
基準高▽		±30																							
平坦性		3mアソファルトメータにより (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																							

編章節	工種	変更概要	旧	新																																				
3-2-6-10-1(一般舗装工)	透水性舗装工 (路盤工)	規格値、測定基準、測定箇所を、国独自基準を廃止し、国基準に統一(7スファルト舗装工の下層路盤工と同じ)	<p>【規格値・測定基準】</p> <table border="1" data-bbox="256 757 464 1348"> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±50</td> <td>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長100m毎に1ヶ所掘り起して測定。幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>t < 15 cm</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15 cm</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-45 -100</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>【測定箇所】</p>	測定項目	規格値	測定基準	基準高▽	±50	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長100m毎に1ヶ所掘り起して測定。幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。	厚さ	t < 15 cm	—	t ≥ 15 cm	幅	-45 -100	—	<table border="1" data-bbox="256 141 592 734"> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>測定値の平均</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">基準高▽</td> <td>±50</td> <td>—</td> <td rowspan="2">基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起して測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。</td> </tr> <tr> <td>t < 15 cm</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>t ≥ 15 cm</td> <td>-45</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15 cm</td> <td>-15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-100</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	測定値の平均	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起して測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	t < 15 cm	-30	厚さ	t ≥ 15 cm	-45	—	t ≥ 15 cm	-15	—	幅	-100	—	—
測定項目	規格値	測定基準																																						
基準高▽	±50	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長100m毎に1ヶ所掘り起して測定。幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。																																						
厚さ	t < 15 cm	—																																						
	t ≥ 15 cm																																							
幅	-45 -100	—																																						
測定項目	規格値		測定基準																																					
	個々の測定値(X)	測定値の平均																																						
基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起して測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。																																					
	t < 15 cm	-30																																						
厚さ	t ≥ 15 cm	-45	—																																					
	t ≥ 15 cm	-15	—																																					
幅	-100	—	—																																					
3-2-6-10-3(一般舗装工)	透水性舗装工 (表層工)	国交省の管理基準に統一するが、果独自の基準高の管理は現行どおり継続する。	<p>【規格値・測定基準】</p> <table border="1" data-bbox="952 757 1112 1348"> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±30</td> <td rowspan="3">基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。厚さは、片側延長100m毎に1箇所(ただし工事2箇所以上)コア採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-9</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> </tr> </table> <p>【測定箇所】</p>	測定項目	規格値	測定基準	基準高▽	±30	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。厚さは、片側延長100m毎に1箇所(ただし工事2箇所以上)コア採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	厚さ	-9	幅	-25	<table border="1" data-bbox="952 141 1303 734"> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>測定値の平均</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">基準高▽</td> <td>±30</td> <td>—</td> <td rowspan="2">基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。</td> </tr> <tr> <td>t < 15 cm</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>t ≥ 15 cm</td> <td>-9</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15 cm</td> <td>-3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	測定値の平均	基準高▽	±30	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	t < 15 cm	-30	厚さ	t ≥ 15 cm	-9	—	t ≥ 15 cm	-3	—	幅	-25	—	—			
測定項目	規格値	測定基準																																						
基準高▽	±30	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。厚さは、片側延長100m毎に1箇所(ただし工事2箇所以上)コア採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。																																						
厚さ	-9																																							
幅	-25																																							
測定項目	規格値		測定基準																																					
	個々の測定値(X)	測定値の平均																																						
基準高▽	±30	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。																																					
	t < 15 cm	-30																																						
厚さ	t ≥ 15 cm	-9	—																																					
	t ≥ 15 cm	-3	—																																					
幅	-25	—	—																																					

編章節	工種	変更概要	旧	新																											
3-2-6-12-1(一般舗装工) 3-2-6-12-11(一般舗装工)	コックリート舗装工 (下層路盤工) (転圧コックリート版工) 下層路盤工	規格値、測定基準、測定箇所を、独自基準を廃止し、国基準に統一(7スファルト舗装工の下層路盤工と同じ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【規格値・測定基準】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±40</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-45</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定基準 基準高は延長40m毎に1箇所、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m以下の間隔で測定すること 幅は、延長40m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m以下の間隔で測定すること</p>	【規格値・測定基準】		測定項目	規格値	基準高▽	±40	厚さ	-45	幅	-50	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±40 ±50</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-45</td> <td>-15</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定基準 基準高は延長40m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m以下の間隔で測定すること 幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m以下の間隔で測定すること</p>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	基準高▽	±40 ±50	—	—	厚さ	-45	-15	幅	-50	—	—
【規格値・測定基準】																															
測定項目	規格値																														
基準高▽	±40																														
厚さ	-45																														
幅	-50																														
測定項目	規格値		測定基準																												
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均																													
基準高▽	±40 ±50	—	—																												
厚さ	-45	-15																													
幅	-50	—	—																												
3-2-6-12-3(一般舗装工) 3-2-6-12-13(一般舗装工)	コックリート舗装工 (粒度調整路盤工) (転圧コックリート版工) 粒度調整路盤工	下層路盤と同じ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【規格値・測定基準】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定基準 幅は、延長40m毎に1箇所を掘り起して測定。幅は、延長40m以下の間隔で測定。</p>	【規格値・測定基準】		測定項目	規格値	厚さ	-25	幅	-50	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td> <td>-25 -30</td> <td>-8</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定基準 幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m以下の間隔で測定すること 幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m以下の間隔で測定すること</p>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	厚さ	-25 -30	-8	—	幅	-50	—						
【規格値・測定基準】																															
測定項目	規格値																														
厚さ	-25																														
幅	-50																														
測定項目	規格値		測定基準																												
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均																													
厚さ	-25 -30	-8	—																												
幅	-50	—																													
			<p>【測定箇所】 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>																											
			<p>【測定箇所】 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>																												
			<p>【測定箇所】 コックリート舗装工(下層路盤工)と同じ</p>	<p>コックリート舗装工(下層路盤工)と同じ</p>																											

編章節	工種	変更概要	旧	新																																							
3-2-6-12-5(一般舗装工)	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	下層路盤と同じ	<p>【規格値・測定基準】</p> <table border="1"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-25</td> <td>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m²に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m²未満の場合は1個以上。)の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> <td></td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	厚さ	-25	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m ² 未満の場合は1個以上。)の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	幅	-50		<p>規格値</p> <table border="1"> <tr> <td>個々の測定値(X)</td> <td>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。</td> </tr> <tr> <td>-25</td> <td>-30</td> <td>-8</td> </tr> <tr> <td>-50</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </table>	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	測定基準	中規模 小規模 以上 以下	中規模 小規模 以上 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	-25	-30	-8	-50		-																		
測定項目	規格値	測定基準																																									
厚さ	-25	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m ² 未満の場合は1個以上。)の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。																																									
幅	-50																																										
個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	測定基準																																									
中規模 小規模 以上 以下	中規模 小規模 以上 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。																																									
-25	-30	-8																																									
-50		-																																									
3-2-6-12-7(一般舗装工)	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	下層路盤と同じ	<p>【測定箇所】 コンクリート舗装工(下層路盤工)と同じ</p> <p>【規格値・測定基準】</p> <table border="1"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-9</td> <td>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m²に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m²未満の場合は1個以上。)の割でコアを採取して測定。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> <td></td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	厚さ	-9	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m ² 未満の場合は1個以上。)の割でコアを採取して測定。	幅	-25		<p>規格値</p> <table border="1"> <tr> <td>個々の測定値(X)</td> <td>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</td> </tr> <tr> <td>-9</td> <td>-12</td> <td>-3</td> </tr> <tr> <td>-25</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </table>	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	測定基準	中規模 小規模 以上 以下	中規模 小規模 以上 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	-9	-12	-3	-25		-																		
測定項目	規格値	測定基準																																									
厚さ	-9	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事2個以上。1工事が200m ² 未満の場合は1個以上。)の割でコアを採取して測定。																																									
幅	-25																																										
個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	測定基準																																									
中規模 小規模 以上 以下	中規模 小規模 以上 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。																																									
-9	-12	-3																																									
-25		-																																									
3-2-6-12-17(一般舗装工)	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	国交省の管理基準に統一するが、県独自の基準高の管理は現行どおり継続する。	<p>【測定箇所】 コンクリート舗装工(下層路盤工)と同じ</p> <p>【規格値・測定基準】</p> <table border="1"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-10</td> <td>幅、基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m²に1個(ただし1工事は1個以上。)の割でコアを採取して測定。基準高は道路中心線及び両端部から1m離れた1測線を設けて全延長で測定。測量線長が100m以上の場合、路面の平坦性試験結果を作成する。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td>コンクリートの硬化後、3mアールマークにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目地段差</td> <td>±2</td> <td></td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	厚さ	-10	幅、基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事は1個以上。)の割でコアを採取して測定。基準高は道路中心線及び両端部から1m離れた1測線を設けて全延長で測定。測量線長が100m以上の場合、路面の平坦性試験結果を作成する。	幅	-25		平坦性	コンクリートの硬化後、3mアールマークにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下		基準高▽	±30		目地段差	±2		<p>規格値</p> <table border="1"> <tr> <td>個々の測定値(X)</td> <td>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>中規模 小規模 以上 以下</td> <td>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割で道路中心線及び両端部で測定し、厚さは各車線の中心付近で型枠付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッパフオーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</td> </tr> <tr> <td>-10</td> <td>-3.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td>コンクリートの硬化後、3mアールマークにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準高</td> <td>±30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目地段差</td> <td>±2</td> <td></td> </tr> </table>	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	測定基準	中規模 小規模 以上 以下	中規模 小規模 以上 以下	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割で道路中心線及び両端部で測定し、厚さは各車線の中心付近で型枠付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッパフオーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	-10	-3.5		-25			平坦性	コンクリートの硬化後、3mアールマークにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下		基準高	±30		目地段差	±2	
測定項目	規格値	測定基準																																									
厚さ	-10	幅、基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個(ただし1工事は1個以上。)の割でコアを採取して測定。基準高は道路中心線及び両端部から1m離れた1測線を設けて全延長で測定。測量線長が100m以上の場合、路面の平坦性試験結果を作成する。																																									
幅	-25																																										
平坦性	コンクリートの硬化後、3mアールマークにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下																																										
基準高▽	±30																																										
目地段差	±2																																										
個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	測定基準																																									
中規模 小規模 以上 以下	中規模 小規模 以上 以下	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割で道路中心線及び両端部で測定し、厚さは各車線の中心付近で型枠付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッパフオーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。																																									
-10	-3.5																																										
-25																																											
平坦性	コンクリートの硬化後、3mアールマークにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下																																										
基準高	±30																																										
目地段差	±2																																										

編章節	工種	変更概要	旧	新																																																			
3-2-6-12-19(一般舗装工)	コックリット舗装工 (転圧コンクリート版工)	国交省の管理基準に統一するが、県独自の基準高の管理は現行どおり継続する。	<p>【測定箇所】 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p> <table border="1" data-bbox="531 745 809 1359"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td> <td>-15</td> <td>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり縦断方向に3箇所以上測定。幅、基準高は延長40m毎に1箇所の割で測定。基準高は道路中心線及び両端部で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1m離れた各車線長が100m以上の場合、路面の平坦性試験結果を作成する。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-35</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td>転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより (σ)2.4mm以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±30</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目地段差</td> <td>±2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	厚さ	-15	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり縦断方向に3箇所以上測定。幅、基準高は延長40m毎に1箇所の割で測定。基準高は道路中心線及び両端部で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1m離れた各車線長が100m以上の場合、路面の平坦性試験結果を作成する。	幅	-35	—	平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより (σ)2.4mm以下	—	基準高▽	±30	—	目地段差	±2	—	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p> <table border="1" data-bbox="531 129 936 745"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="3">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</th> <th>10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td> <td>-15</td> <td>-4.5</td> <td>-4.5</td> <td>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割で道路中心線及び両端部で測定し、厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ、隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-35</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td>—</td> <td>転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより</td> <td>転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目地段差</td> <td>±2</td> <td>±2</td> <td>±2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基準高</td> <td>±30</td> <td>±30</td> <td>±30</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値			測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	厚さ	-15	-4.5	-4.5	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割で道路中心線及び両端部で測定し、厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ、隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	幅	-35	—	—	—	平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより	—	目地段差	±2	±2	±2	—	基準高	±30	±30	±30	—
測定項目	規格値	測定基準																																																					
厚さ	-15	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり縦断方向に3箇所以上測定。幅、基準高は延長40m毎に1箇所の割で測定。基準高は道路中心線及び両端部で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1m離れた各車線長が100m以上の場合、路面の平坦性試験結果を作成する。																																																					
幅	-35	—																																																					
平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより (σ)2.4mm以下	—																																																					
基準高▽	±30	—																																																					
目地段差	±2	—																																																					
測定項目	規格値			測定基準																																																			
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均																																																				
厚さ	-15	-4.5	-4.5	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割で道路中心線及び両端部で測定し、厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ、隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																																																			
幅	-35	—	—	—																																																			
平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより	—																																																			
目地段差	±2	±2	±2	—																																																			
基準高	±30	±30	±30	—																																																			
			<p>【測定箇所】 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>																																																			

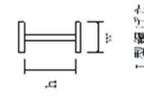
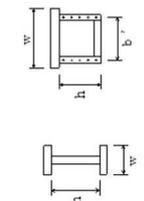
編章節	工種	変更概要	旧	新																																					
3-2-6-13-1(一般舗装工) 3-2-6-14-1(一般舗装工)	(下層路盤工) ・薄層か-舗装工 ・7°ロック舗装工	規格値、測定基準、測定箇所を廃止し、国基準に統一(7°スファルト舗装工の下層路盤工と同じ)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">【規格値・測定基準】</th> </tr> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±40</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-45</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> </tr> </table> <p>測定基準 基準高は延長40m毎に1箇所とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割りに測定。</p>	【規格値・測定基準】		測定項目	規格値	基準高▽	±40	厚さ	-45	幅	-50	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="3">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th colspan="2">10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</th> </tr> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模以下</td> <td>中規模以上</td> <td>小規模以下</td> <td rowspan="2">基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割りに測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに測定。</td> </tr> <tr> <td>±40</td> <td>±50</td> <td>-45</td> <td>-15</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>-50</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> <p>工事規模の考え方 工事規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とすると、中規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	測定項目	規格値			測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割りに測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに測定。	±40	±50	-45	-15	厚さ					幅		-50	-	
【規格値・測定基準】																																									
測定項目	規格値																																								
基準高▽	±40																																								
厚さ	-45																																								
幅	-50																																								
測定項目	規格値			測定基準																																					
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均																																							
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割りに測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに測定。																																					
±40	±50	-45	-15																																						
厚さ																																									
幅		-50	-																																						
3-2-6-13-2(一般舗装工) 3-2-6-14-2(一般舗装工)	(上層路盤工)粒度調整路盤工 ・薄層か-舗装工 ・7°ロック舗装工	規格値、測定基準、測定箇所を廃止し、国基準に統一(7°スファルト舗装工の下層路盤工と同じ)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">【規格値・測定基準】</th> </tr> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> </tr> </table> <p>測定基準 幅は、延長40m毎に1箇所に掘り起こして測定。厚さは40m毎に1箇所に掘り起こして測定。</p>	【規格値・測定基準】		測定項目	規格値	厚さ	-25	幅	-50	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="3">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th colspan="2">10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</th> </tr> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模以下</td> <td>中規模以上</td> <td>小規模以下</td> <td rowspan="2">幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに掘り起こして測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</td> </tr> <tr> <td>±25</td> <td>±30</td> <td>-25</td> <td>-8</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>-50</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> <p>薄層か-舗装工(下層路盤工)と同じ</p>	測定項目	規格値			測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに掘り起こして測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	±25	±30	-25	-8	厚さ					幅		-50	-			
【規格値・測定基準】																																									
測定項目	規格値																																								
厚さ	-25																																								
幅	-50																																								
測定項目	規格値			測定基準																																					
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均																																							
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに掘り起こして測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。																																					
±25	±30	-25	-8																																						
厚さ																																									
幅		-50	-																																						
3-2-6-13-3(一般舗装工) 3-2-6-14-3(一般舗装工)	(上層路盤工)セメント安定処理工 ・薄層か-舗装工 ・7°ロック舗装工	規格値、測定基準、測定箇所を廃止し、国基準に統一(7°スファルト舗装工の下層路盤工と同じ)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">【規格値】</th> </tr> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-50</td> </tr> </table> <p>測定基準 幅は、延長40m毎に1箇所に掘り起こし、厚さは、1,000m²に1個(ただし1工事2個以上、1工事が200m²未満の場合は1個以上。)の割でコア-を採取もしくは掘り起こして測定。</p>	【規格値】		測定項目	規格値	厚さ	-25	幅	-50	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="3">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th colspan="2">10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均</th> </tr> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模以下</td> <td>中規模以上</td> <td>小規模以下</td> <td rowspan="2">幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに掘り起こし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコア-を採取もしくは掘り起こして測定。</td> </tr> <tr> <td>±25</td> <td>±30</td> <td>-25</td> <td>-8</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>-50</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> <p>工事規模の考え方 薄層か-舗装工(下層路盤工)と同じ</p>	測定項目	規格値			測定基準	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに掘り起こし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコア-を採取もしくは掘り起こして測定。	±25	±30	-25	-8	厚さ					幅		-50	-			
【規格値】																																									
測定項目	規格値																																								
厚さ	-25																																								
幅	-50																																								
測定項目	規格値			測定基準																																					
	個々の測定値(X)	10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均																																							
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに掘り起こし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコア-を採取もしくは掘り起こして測定。																																					
±25	±30	-25	-8																																						
厚さ																																									
幅		-50	-																																						

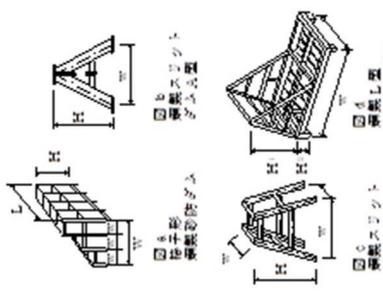
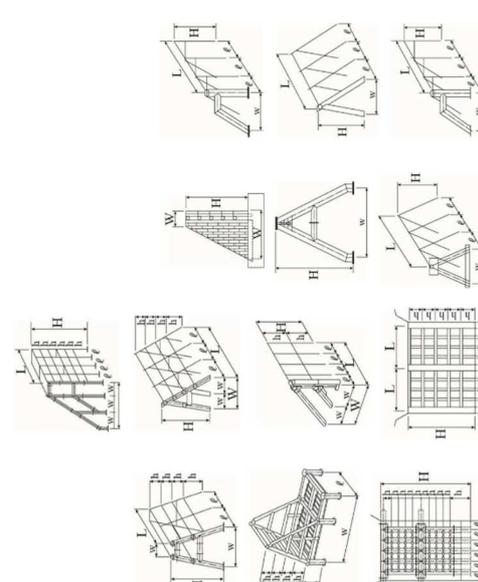
編章節	工種	変更概要	旧	新
3-2-6-13-4 (一般舗装工)	(加熱スワルト安定処理工) ・薄層カー舗装工 ・ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	規格値、測定基準、測定箇所を、測定箇所を廃止し、国基準に統一(ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工の下層路盤工と同じ)	規格値 測定項目 厚さ 幅	規格値 測定項目 個々の測定値(X) 10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 小規模以下 厚さ 幅
3-2-6-14-4 (一般舗装工)			規格値 測定項目 厚さ 幅	規格値 測定項目 個々の測定値(X) 10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 小規模以下 厚さ 幅
3-2-6-13-5 (一般舗装工)	(基層工) ・薄層カー舗装工	規格値、測定基準、測定箇所を、測定箇所を廃止し、国基準に統一(ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工の下層路盤工と同じ)	規格値 測定項目 厚さ 幅	規格値 測定項目 個々の測定値(X) 10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 小規模以下 厚さ 幅
3-2-6-14-5 (一般舗装工)	・ﾌﾞﾛｯｸ舗装工		規格値 測定項目 厚さ 幅	規格値 測定項目 個々の測定値(X) 10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 小規模以下 厚さ 幅
3-2-7-9-1 (地盤改良工)	固結工 (粉体噴射攪拌工)(高圧噴射攪拌工)(スラリー攪拌工)(生石灰ハイル工)	深度の測定基準、測定箇所の詳細説明の追加	【測定基準】【測定箇所】は『薄層カー舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工』と同じ 【規格値】 測定項目 厚さ 幅	【測定基準】【測定箇所】は『薄層カー舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工』と同じ 【規格値】 測定項目 個々の測定値(X) 10個測定値の平均(X10)*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 小規模以下 厚さ 幅

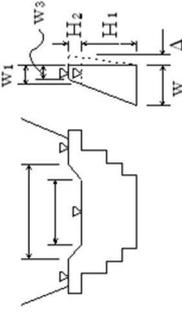
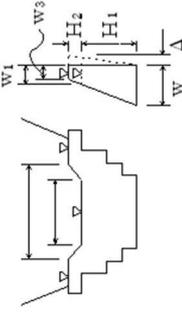
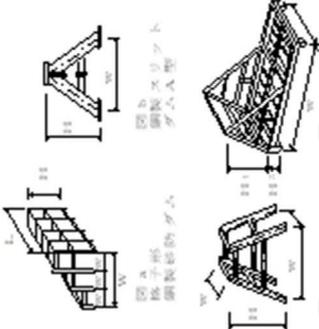
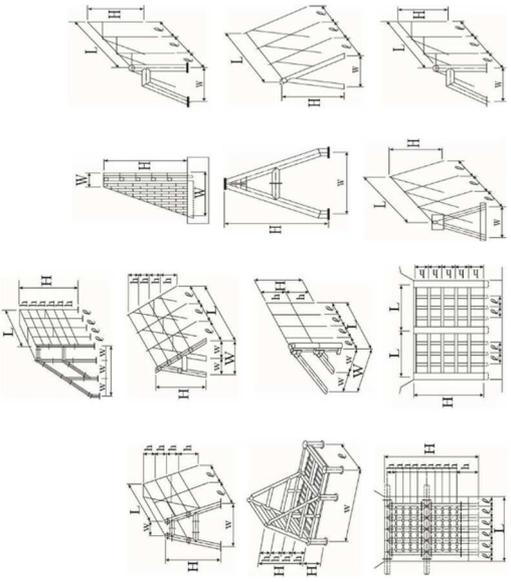


全本数
L=01-02
01は改良体先端深度
02は改良体先端深度

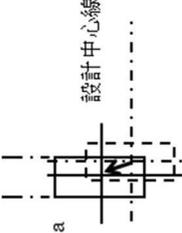
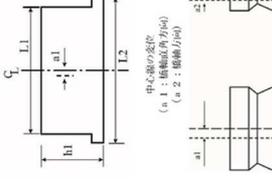
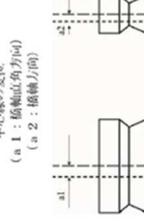
編章節	工種	変更概要	旧	新																																																																																															
3-2-12-1-1(工場製作工)	鑄造費(金属支承工)	規格値及び測定基準の追加及び変更	<p>【規格値】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">上下部構造物とボルト孔の接合用ボルト孔</td> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>孔の直径差</td> <td>0~+2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中心距離</td> <td>≤1000mm</td> <td>センターボスを基準にした孔位置のずれ 1以下</td> </tr> <tr> <td>>1000mm</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">孔の直径</td> <td>≤100mm</td> <td>-1~+3</td> </tr> <tr> <td>>100mm</td> <td>-2~+4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">孔の中心距離</td> <td colspan="2">JIS B 0403-95 CT13</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>-1~0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボスの高さ</td> <td colspan="2">0~+1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">JIS B 0403-95 CT13</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全量移動</td> <td>φ≤300mm</td> <td>±2</td> </tr> <tr> <td>φ>300mm</td> <td>±φ/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組立高さH</td> <td>上, 下面加工仕上げ</td> <td>±3</td> </tr> <tr> <td>コンクリート構造</td> <td>±3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通寸法</td> <td>鑄放し長さ寸法 ※1、※2</td> <td>JIS B 0403-95 CT14</td> </tr> <tr> <td>鑄放し肉厚寸法 ※1</td> <td>JIS B 0403-95 CT15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス切斷寸法</td> <td>削り加工寸法</td> <td>JIS B 0405-95 粗級</td> </tr> <tr> <td>ガス切斷寸法</td> <td>JIS B 0417-95 B級</td> </tr> </table>	上下部構造物とボルト孔の接合用ボルト孔	測定項目	規格値	孔の直径差	0~+2	中心距離	≤1000mm	センターボスを基準にした孔位置のずれ 1以下	>1000mm	1.5以下	孔の直径	≤100mm	-1~+3	>100mm	-2~+4	孔の中心距離	JIS B 0403-95 CT13		ボスの直径	-1~0	ボスの高さ	0~+1		JIS B 0403-95 CT13		全量移動	φ≤300mm	±2	φ>300mm	±φ/100	組立高さH	上, 下面加工仕上げ	±3	コンクリート構造	±3	普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1、※2	JIS B 0403-95 CT14	鑄放し肉厚寸法 ※1	JIS B 0403-95 CT15	ガス切斷寸法	削り加工寸法	JIS B 0405-95 粗級	ガス切斷寸法	JIS B 0417-95 B級	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">上下部構造物とボルト孔の接合用ボルト孔</td> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>孔の直径差</td> <td>+2 -0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中心距離</td> <td>≤1000mm</td> <td>ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ 1以下</td> </tr> <tr> <td>>1000mm</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ドリル加工</td> <td>≤100mm</td> <td>+3 -1</td> </tr> <tr> <td>>100mm</td> <td>+4 -2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">孔の中心距離</td> <td colspan="2">JIS B 0403-1995 CT13</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>+0 -1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボスの高さ</td> <td colspan="2">+1 -0</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>+0 -1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボスの高さ</td> <td colspan="2">+1 -1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">JIS B 0403-1995 CT13</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全量移動</td> <td>φ≤300mm</td> <td>±2</td> </tr> <tr> <td>φ>300mm</td> <td>±φ/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組立高さH</td> <td>上, 下面加工仕上げ</td> <td>±3</td> </tr> <tr> <td>コンクリート構造</td> <td>±3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通寸法</td> <td>鑄放し長さ寸法 ※2、※3</td> <td>JIS B 0403-1995 CT14</td> </tr> <tr> <td>鑄放し肉厚寸法 ※2</td> <td>JIS B 0403-1995 CT15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス切斷寸法</td> <td>削り加工寸法</td> <td>JIS B 0405-1991 粗級</td> </tr> <tr> <td>ガス切斷寸法</td> <td>JIS B 0417-1979 B級</td> </tr> </table>	上下部構造物とボルト孔の接合用ボルト孔	測定項目	規格値	孔の直径差	+2 -0	中心距離	≤1000mm	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ 1以下	>1000mm	1.5以下	ドリル加工	≤100mm	+3 -1	>100mm	+4 -2	孔の中心距離	JIS B 0403-1995 CT13		ボスの直径	+0 -1	ボスの高さ	+1 -0		ボスの直径	+0 -1	ボスの高さ	+1 -1		JIS B 0403-1995 CT13		全量移動	φ≤300mm	±2	φ>300mm	±φ/100	組立高さH	上, 下面加工仕上げ	±3	コンクリート構造	±3	普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2、※3	JIS B 0403-1995 CT14	鑄放し肉厚寸法 ※2	JIS B 0403-1995 CT15	ガス切斷寸法	削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級	ガス切斷寸法	JIS B 0417-1979 B級
上下部構造物とボルト孔の接合用ボルト孔	測定項目	規格値																																																																																																	
	孔の直径差	0~+2																																																																																																	
中心距離	≤1000mm	センターボスを基準にした孔位置のずれ 1以下																																																																																																	
	>1000mm	1.5以下																																																																																																	
孔の直径	≤100mm	-1~+3																																																																																																	
	>100mm	-2~+4																																																																																																	
孔の中心距離	JIS B 0403-95 CT13																																																																																																		
	ボスの直径	-1~0																																																																																																	
ボスの高さ	0~+1																																																																																																		
	JIS B 0403-95 CT13																																																																																																		
全量移動	φ≤300mm	±2																																																																																																	
	φ>300mm	±φ/100																																																																																																	
組立高さH	上, 下面加工仕上げ	±3																																																																																																	
	コンクリート構造	±3																																																																																																	
普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1、※2	JIS B 0403-95 CT14																																																																																																	
	鑄放し肉厚寸法 ※1	JIS B 0403-95 CT15																																																																																																	
ガス切斷寸法	削り加工寸法	JIS B 0405-95 粗級																																																																																																	
	ガス切斷寸法	JIS B 0417-95 B級																																																																																																	
上下部構造物とボルト孔の接合用ボルト孔	測定項目	規格値																																																																																																	
	孔の直径差	+2 -0																																																																																																	
中心距離	≤1000mm	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ 1以下																																																																																																	
	>1000mm	1.5以下																																																																																																	
ドリル加工	≤100mm	+3 -1																																																																																																	
	>100mm	+4 -2																																																																																																	
孔の中心距離	JIS B 0403-1995 CT13																																																																																																		
	ボスの直径	+0 -1																																																																																																	
ボスの高さ	+1 -0																																																																																																		
	ボスの直径	+0 -1																																																																																																	
ボスの高さ	+1 -1																																																																																																		
	JIS B 0403-1995 CT13																																																																																																		
全量移動	φ≤300mm	±2																																																																																																	
	φ>300mm	±φ/100																																																																																																	
組立高さH	上, 下面加工仕上げ	±3																																																																																																	
	コンクリート構造	±3																																																																																																	
普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2、※3	JIS B 0403-1995 CT14																																																																																																	
	鑄放し肉厚寸法 ※2	JIS B 0403-1995 CT15																																																																																																	
ガス切斷寸法	削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級																																																																																																	
	ガス切斷寸法	JIS B 0417-1979 B級																																																																																																	

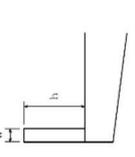
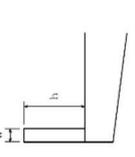
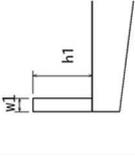
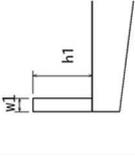
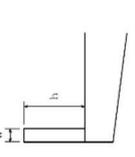
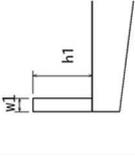
編章節	工種	変更概要	旧	新																																		
			<p>【測定基準】 製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。</p>	<p>製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を適用する ※2) 片面の削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定</p>																																		
3-2-12-1-2(工場製作工)	製造費(大型)の支 承工)	規格値の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅 w, L, D ≤ 500</td> <td>0 ~ +5</td> </tr> <tr> <td>長さ D 500 < w, L, D ≤ 1500mm</td> <td>0 ~ +1%</td> </tr> <tr> <td>上直徑 1500 < w, L, D</td> <td>0 ~ +15</td> </tr> <tr> <td>厚さ t t ≤ 20mm</td> <td>±0.5</td> </tr> <tr> <td>20 < t ≤ 160</td> <td>±2.5%</td> </tr> <tr> <td>160 < t</td> <td>±4</td> </tr> <tr> <td>平面度</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	長さ D 500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%	上直徑 1500 < w, L, D	0 ~ +15	厚さ t t ≤ 20mm	±0.5	20 < t ≤ 160	±2.5%	160 < t	±4	平面度	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅 w, L, D ≤ 500</td> <td>0 ~ +5</td> </tr> <tr> <td>長さ D 500 < w, L, D ≤ 1500mm</td> <td>0 ~ +1%</td> </tr> <tr> <td>上直徑 1500 < w, L, D</td> <td>0 ~ +15</td> </tr> <tr> <td>厚さ t t ≤ 20mm</td> <td>±0.5</td> </tr> <tr> <td>20 < t ≤ 160</td> <td>±2.5%</td> </tr> <tr> <td>160 < t</td> <td>±4</td> </tr> <tr> <td>相対誤差 w, L, D ≤ 1000mm</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1000mm < w, L, D</td> <td>(w, L, D) / 1000</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	長さ D 500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%	上直徑 1500 < w, L, D	0 ~ +15	厚さ t t ≤ 20mm	±0.5	20 < t ≤ 160	±2.5%	160 < t	±4	相対誤差 w, L, D ≤ 1000mm	1	1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000
測定項目	規格値																																					
幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5																																					
長さ D 500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%																																					
上直徑 1500 < w, L, D	0 ~ +15																																					
厚さ t t ≤ 20mm	±0.5																																					
20 < t ≤ 160	±2.5%																																					
160 < t	±4																																					
平面度	1																																					
測定項目	規格値																																					
幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5																																					
長さ D 500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%																																					
上直徑 1500 < w, L, D	0 ~ +15																																					
厚さ t t ≤ 20mm	±0.5																																					
20 < t ≤ 160	±2.5%																																					
160 < t	±4																																					
相対誤差 w, L, D ≤ 1000mm	1																																					
1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000																																					
3-2-12-3-1(工場製作工)	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	測定項目「フランジ」幅、腹板高、腹板間隔」について、測定箇所図「トラス材」の追加 測定項目「全長、支間長」について、測定項目、測定箇所図等を修正 測定項目「現場継手部のすき間」について、測定基準の変更	<p>【測定箇所】</p>  <p>I型鋼げた トラス部材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全長 L1 (m)</td> <td>±(10+L1/10)</td> <td rowspan="2">主げた、主構全数を測定。</td> <td rowspan="2">  </td> </tr> <tr> <td>支間 L2 (m)</td> <td>±(10+L2/10)</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	全長 L1 (m)	±(10+L1/10)	主げた、主構全数を測定。		支間 L2 (m)	±(10+L2/10)	 <p>I型鋼げた トラス部材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全長 L (m)</td> <td>±(10+L/10)</td> <td rowspan="2">各桁毎に全数測定。</td> <td rowspan="2">  </td> </tr> <tr> <td>支間 Lh (m)</td> <td>±(10+Lh/10)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)</td> <td>設計値±5</td> <td>主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	全長 L (m)	±(10+L/10)	各桁毎に全数測定。		支間 Lh (m)	±(10+Lh/10)	測定項目	規格値	測定基準	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの								
測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																																			
全長 L1 (m)	±(10+L1/10)	主げた、主構全数を測定。																																				
支間 L2 (m)	±(10+L2/10)																																					
測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																																			
全長 L (m)	±(10+L/10)	各桁毎に全数測定。																																				
支間 Lh (m)	±(10+Lh/10)																																					
測定項目	規格値	測定基準																																				
現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの																																				

編章節	工種	変更概要	旧	新																
3-2-12-3-3(工場製作工)	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	測定箇所図の追加	<p>全数を測定。 (備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A型 A：鋼製スリットダム B型 B：鋼製スリットダム L型 L：鋼製スリットダム</p> 	<p>全数を測定。</p> 																
3-2-12-11(工場製作工)	工場塗装工	規格値と測定基準の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗膜厚</td> <td>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</td> <td>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m²とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m ² とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗膜厚</td> <td>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</td> <td>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m²とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m ² とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。				
測定項目	規格値	測定基準																		
塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m ² とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。																		
測定項目	規格値	測定基準																		
塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m ² とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。																		
3-2-13(橋梁架設工)	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (クレーン架設) (クレーン架設) (架設桁架設) (架設桁架設) (架設桁架設)	測定項目「全長、支間長」について規格値、測定箇所図の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全長 L1 (m)</td> <td>$\pm(20+L1/5)$</td> <td rowspan="2">各桁毎に全数測定。</td> </tr> <tr> <td>支間 L2 (m)</td> <td>$\pm(20+L2/5)$</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	全長 L1 (m)	$\pm(20+L1/5)$	各桁毎に全数測定。	支間 L2 (m)	$\pm(20+L2/5)$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全長 L1 (m)</td> <td>$\pm(20+L1/5)$</td> <td rowspan="2">各桁毎に全数測定。</td> </tr> <tr> <td>支間長 Ln (m)</td> <td>$\pm(20+Ln/5)$</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	全長 L1 (m)	$\pm(20+L1/5)$	各桁毎に全数測定。	支間長 Ln (m)	$\pm(20+Ln/5)$
測定項目	規格値	測定基準																		
全長 L1 (m)	$\pm(20+L1/5)$	各桁毎に全数測定。																		
支間 L2 (m)	$\pm(20+L2/5)$																			
測定項目	規格値	測定基準																		
全長 L1 (m)	$\pm(20+L1/5)$	各桁毎に全数測定。																		
支間長 Ln (m)	$\pm(20+Ln/5)$																			

編章節	工種	変更概要	旧	新																																								
		測定項目「現場継手部のすき間」について、測定基準の変更	<table border="1" data-bbox="252 757 384 1348"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>※現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)</td> <td>設計値± 5</td> <td>主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。</td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	※現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。	<table border="1" data-bbox="252 138 384 734"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>※現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)</td> <td>± 5</td> <td>主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は、0mm～8mm)</td> </tr> </table> 	測定項目	規格値	測定基準	※現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は、0mm～8mm)																												
測定項目	規格値	測定基準																																										
※現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。																																										
測定項目	規格値	測定基準																																										
※現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は、0mm～8mm)																																										
8-1-9-5-1(鋼製堰堤工)	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	測定箇所図の追加	なし																																									
8-1-9-5-2(鋼製堰堤工)	鋼製堰堤本體工 (透過型)	規格値と測定箇所図の変更	<table border="1" data-bbox="691 757 874 1348"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>堤長 L 格</td> <td>± 50</td> <td>(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム</td> </tr> <tr> <td>堤長 ϕ 格・B・L</td> <td>± 10</td> <td>A：鋼製スリットダム A型</td> </tr> <tr> <td>堤幅 W 格</td> <td>± 30</td> <td>B：鋼製スリットダム B型</td> </tr> <tr> <td>堤幅 w 格・B・L</td> <td>± 10</td> <td>L：鋼製スリットダム L型</td> </tr> <tr> <td>堤幅 H A</td> <td>± 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堤幅 H 格・B・L</td> <td>± 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堤幅 H 格 A</td> <td>± 5</td> <td></td> </tr> </table> 	測定項目	規格値	測定基準	堤長 L 格	± 50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム	堤長 ϕ 格・B・L	± 10	A：鋼製スリットダム A型	堤幅 W 格	± 30	B：鋼製スリットダム B型	堤幅 w 格・B・L	± 10	L：鋼製スリットダム L型	堤幅 H A	± 5		堤幅 H 格・B・L	± 10		堤幅 H 格 A	± 5		<table border="1" data-bbox="691 138 874 734"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>堤長 L</td> <td>± 50</td> <td rowspan="6">図面の寸法表示箇所にて測定。</td> </tr> <tr> <td>堤長 ϕ</td> <td>± 10</td> </tr> <tr> <td>堤幅 W</td> <td>± 30</td> </tr> <tr> <td>堤幅 w</td> <td>± 10</td> </tr> <tr> <td>高さ H</td> <td>± 10</td> </tr> <tr> <td>高さ h</td> <td>± 10</td> </tr> </table> 	測定項目	規格値	測定基準	堤長 L	± 50	図面の寸法表示箇所にて測定。	堤長 ϕ	± 10	堤幅 W	± 30	堤幅 w	± 10	高さ H	± 10	高さ h	± 10
測定項目	規格値	測定基準																																										
堤長 L 格	± 50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム																																										
堤長 ϕ 格・B・L	± 10	A：鋼製スリットダム A型																																										
堤幅 W 格	± 30	B：鋼製スリットダム B型																																										
堤幅 w 格・B・L	± 10	L：鋼製スリットダム L型																																										
堤幅 H A	± 5																																											
堤幅 H 格・B・L	± 10																																											
堤幅 H 格 A	± 5																																											
測定項目	規格値	測定基準																																										
堤長 L	± 50	図面の寸法表示箇所にて測定。																																										
堤長 ϕ	± 10																																											
堤幅 W	± 30																																											
堤幅 w	± 10																																											
高さ H	± 10																																											
高さ h	± 10																																											

編章節	工種	変更概要	旧	新																																					
9-3-3(ボート工)	ボート工	測定箇所図の変更																																							
10-2-4(舗装工)	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	規格値、測定基準、測定箇所を、独自基準を廃止し、国基準に統一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±50</td> <td>幅、基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。</td> </tr> <tr> <td>t < 15 cm</td> <td>-30</td> <td>厚さは、片側延長 80m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15 cm</td> <td>-45</td> <td>幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-100</td> <td>※両端部 2点で測定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定箇所</p> <p>コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	測定項目	規格値	測定基準	基準高▽	±50	幅、基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。	t < 15 cm	-30	厚さは、片側延長 80m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。	t ≥ 15 cm	-45	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。	幅	-100	※両端部 2点で測定する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>10個の測定値(X10)の平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±50</td> <td>—</td> <td>基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。</td> </tr> <tr> <td>t < 15 cm</td> <td>-30</td> <td>-10</td> <td>厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15 cm</td> <td>-45</td> <td>-15</td> <td>幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-100</td> <td>—</td> <td>※両端部 2点で測定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定箇所</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなればならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	10個の測定値(X10)の平均値	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。	t < 15 cm	-30	-10	厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。	t ≥ 15 cm	-45	-15	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。	幅	-100	—	※両端部 2点で測定する。
測定項目	規格値	測定基準																																							
基準高▽	±50	幅、基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。																																							
t < 15 cm	-30	厚さは、片側延長 80m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。																																							
t ≥ 15 cm	-45	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。																																							
幅	-100	※両端部 2点で測定する。																																							
測定項目	規格値		測定基準																																						
	個々の測定値(X)	10個の測定値(X10)の平均値																																							
基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。																																						
t < 15 cm	-30	-10	厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。																																						
t ≥ 15 cm	-45	-15	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。																																						
幅	-100	—	※両端部 2点で測定する。																																						
10-2-4(舗装工)	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	国交省の管理基準に統一するが、県独自の基準高の管理は現行どおり継続する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±30</td> <td>幅、基準高は片側延長 40m 毎に 1箇所(ただし1工事2箇所以上)コア一を採取して測定。</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	基準高▽	±30	幅、基準高は片側延長 40m 毎に 1箇所(ただし1工事2箇所以上)コア一を採取して測定。	厚さ	-9		幅	-25		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>10個の測定値(X10)の平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±30</td> <td>—</td> <td>基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-9</td> <td>-3</td> <td>幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> <td>—</td> <td>厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コア一を採取して測定。</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	10個の測定値(X10)の平均値	基準高▽	±30	—	基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。	幅	-25	—	厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コア一を採取して測定。							
測定項目	規格値	測定基準																																							
基準高▽	±30	幅、基準高は片側延長 40m 毎に 1箇所(ただし1工事2箇所以上)コア一を採取して測定。																																							
厚さ	-9																																								
幅	-25																																								
測定項目	規格値		測定基準																																						
	個々の測定値(X)	10個の測定値(X10)の平均値																																							
基準高▽	±30	—	基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。																																						
厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。																																						
幅	-25	—	厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コア一を採取して測定。																																						

編章節	工種	変更概要	旧	新																											
			<p>測定箇所</p> <p>コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	<p>測定箇所</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなくてはならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>																											
10-3-6-8(橋台工)	橋台躯体工	測定箇所図の変更																													
10-3-7-9-1(RC橋脚工)	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	工種に、「重力式」「半重力式」を追加 測定箇所図の変更	測定箇所図の変更は、橋台躯体工と同じ																												
10-3-7-9-2(RC橋脚工)	橋脚躯体工 (ラーメン式)	測定箇所図の変更	測定箇所図の変更は、橋台躯体工と同じ																												
10-3-8-10-1(鋼製橋脚工)	橋脚架設工 (I型・T型)	測定箇所図の変更	中心線の歪みaは、8-3-6-8橋台躯体工と同じ。																												
10-3-8-10-2(鋼製橋脚工)	橋脚架設工 (門型)	測定箇所図の変更	測定箇所図の変更は、橋台躯体工と同じ																												
10-4-5-10-1(鋼橋架設工)	支承工(鋼製支承)	測定項目、規格値の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>据付け高さ 注1)</td> <td>±5</td> <td>支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)</td> </tr> <tr> <td>可動支承の移動可能量 注2)</td> <td>設計移動量 ±10以上</td> <td>支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>支承中心間隔 (橋軸直角方向)</td> <td>±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)</td> <td>鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)	鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>据付け高さ 注1)</td> <td>±5</td> <td>支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)</td> </tr> <tr> <td>可動支承の移動可能量 注2)</td> <td>設計移動量 ±10以上</td> <td>支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>支承中心間隔 (橋軸直角方向)</td> <td>±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)</td> <td>鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))</td> </tr> <tr> <td>橋軸方向 水平度</td> <td>1/100</td> <td>注1) 先固定の場合は、支承上面</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)	鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))	橋軸方向 水平度	1/100	注1) 先固定の場合は、支承上面
測定項目	規格値	測定基準																													
据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)																													
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。																													
支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)	鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))																													
測定項目	規格値	測定基準																													
据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)																													
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。																													
支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)	鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))																													
橋軸方向 水平度	1/100	注1) 先固定の場合は、支承上面																													

編章節	工種	変更概要	旧	新																																								
			<table border="1"> <tr> <td>橋軸方向</td> <td rowspan="2">1/100</td> </tr> <tr> <td>橋軸直角方向</td> </tr> <tr> <td>可動支承の移動量 同一支承線上の 相対誤差</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>可動支承の 移動量 注3)</td> <td>温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上</td> </tr> </table> <p>注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。</p>	橋軸方向	1/100	橋軸直角方向	可動支承の移動量 同一支承線上の 相対誤差	5	可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上	<table border="1"> <tr> <td>橋軸直角方向</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差</td> </tr> <tr> <td>可動支承の 移動量 注3)</td> <td>温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上</td> </tr> </table> <p>注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。</p>	橋軸直角方向	5	可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上																												
橋軸方向	1/100																																											
橋軸直角方向																																												
可動支承の移動量 同一支承線上の 相対誤差	5																																											
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上																																											
橋軸直角方向	5																																											
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差																																												
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上																																											
10-4-5-10-2(鋼橋架設工)	支承工(ゴム支承)	測定項目、規格値の変更	<table border="1"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>据付け高さ 注1)</td> <td>±5</td> <td>支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)</td> </tr> <tr> <td>可動支承の移動可能量 注2)</td> <td>設計移動量 +10以上 ゴム/ゴム橋 ±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)</td> <td>上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>水支承の水平度の度</td> <td>1/300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋軸方向</td> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。</td> </tr> <tr> <td>橋軸直角方向</td> </tr> <tr> <td>可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可動支承の 移動量 注3)</td> <td>温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上</td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上 ゴム/ゴム橋 ±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。	水支承の水平度の度	1/300		橋軸方向	5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。	橋軸直角方向	可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上	<table border="1"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> </tr> <tr> <td>据付け高さ 注1)</td> <td>±5</td> <td>支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)</td> </tr> <tr> <td>可動支承の移動可能量 注2)</td> <td>設計移動量 ゴム/ゴム橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))</td> <td>上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。</td> </tr> <tr> <td>水支承の水平度の度</td> <td>1/300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋軸方向</td> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。</td> </tr> <tr> <td>橋軸直角方向</td> </tr> <tr> <td>可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可動支承の 移動量 注3)</td> <td>温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上</td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ゴム/ゴム橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。	水支承の水平度の度	1/300		橋軸方向	5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。	橋軸直角方向	可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上
測定項目	規格値	測定基準																																										
据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)																																										
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上 ゴム/ゴム橋 ±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。																																										
水支承の水平度の度	1/300																																											
橋軸方向	5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。																																										
橋軸直角方向																																												
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差																																												
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上																																											
測定項目	規格値	測定基準																																										
据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)																																										
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ゴム/ゴム橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。																																										
水支承の水平度の度	1/300																																											
橋軸方向	5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。																																										
橋軸直角方向																																												
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差																																												
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上																																											
10-4-8-6~7(橋梁付属物工)	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	測定項目の追加	<table border="1"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> <td>測定箇所</td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td>-5~+10</td> <td rowspan="3">1径間当たり 両端と中央部の 3ヶ所測定。</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>高さ h</td> <td>-20~+30</td> </tr> <tr> <td>有効幅員 w3</td> <td>0~+30</td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	幅 w	-5~+10	1径間当たり 両端と中央部の 3ヶ所測定。		高さ h	-20~+30	有効幅員 w3	0~+30	<table border="1"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> <td>測定基準</td> <td>測定箇所</td> </tr> <tr> <td>天端幅 w1</td> <td>-5~+10</td> <td rowspan="3">1径間当たり 両端と中央部の 3ヶ所測定。</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>地盤の幅 w2</td> <td>-10~+20</td> </tr> <tr> <td>高さ h1</td> <td>-20~+30</td> </tr> <tr> <td>高さ h2</td> <td>-10~+20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効幅員 w3</td> <td>0~+30</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	天端幅 w1	-5~+10	1径間当たり 両端と中央部の 3ヶ所測定。		地盤の幅 w2	-10~+20	高さ h1	-20~+30	高さ h2	-10~+20			有効幅員 w3	0~+30										
測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																																									
幅 w	-5~+10	1径間当たり 両端と中央部の 3ヶ所測定。																																										
高さ h	-20~+30																																											
有効幅員 w3	0~+30																																											
測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																																									
天端幅 w1	-5~+10	1径間当たり 両端と中央部の 3ヶ所測定。																																										
地盤の幅 w2	-10~+20																																											
高さ h1	-20~+30																																											
高さ h2	-10~+20																																											
有効幅員 w3	0~+30																																											

編章節	工種	変更概要	旧	新																																			
10-14-4-5-1(舗装工)	切削オーバーレイ工	規格値、測定基準を国交省の基準に統一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ t</td> <td>-9</td> <td rowspan="2">厚さは40m毎に切削後とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>延長 L</td> <td>-100</td> <td rowspan="2">幅は、延長80m毎に1箇所、2箇所、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を要する。</td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td>3mプロフイメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	厚さ t	-9	厚さは40m毎に切削後とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。	幅 w	-25	延長 L	-100	幅は、延長80m毎に1箇所、2箇所、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を要する。	平坦性	3mプロフイメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値(X)</th> <th>測定値の平均(X)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ t (切削)</td> <td>-7</td> <td>-2</td> <td rowspan="2">厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を要する。</td> </tr> <tr> <td>厚さ t (オーバーレイ)</td> <td>-9</td> <td>-9</td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td>-25</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>延長 L</td> <td>-100</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td>-</td> <td>3mプロフイメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値		測定基準	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を要する。	厚さ t (オーバーレイ)	-9	-9	幅 w	-25	-25	延長 L	-100	-100	平坦性	-	3mプロフイメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下
測定項目	規格値	測定基準																																					
厚さ t	-9	厚さは40m毎に切削後とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。																																					
幅 w	-25																																						
延長 L	-100	幅は、延長80m毎に1箇所、2箇所、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を要する。																																					
平坦性	3mプロフイメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																																						
測定項目	規格値		測定基準																																				
	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)																																					
厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を要する。																																				
厚さ t (オーバーレイ)	-9	-9																																					
幅 w	-25	-25																																					
延長 L	-100	-100																																					
平坦性	-	3mプロフイメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																																					

品質管理基準 変更箇所一覧表

【セメント・コンクリート 関係】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新								
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	規格値、試験基準の変更	<table border="1"> <tr> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</td> </tr> </table>	規格値	試験基準	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	<table border="1"> <tr> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下</td> <td>工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> </tr> </table>	規格値	試験基準	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。
規格値	試験基準													
40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。													
規格値	試験基準													
砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。													
			骨材の微粒分量試験	試験方法の追加 規格値の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td>JIS A 1103 JIS A 5005</td> <td>粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td>JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308</td> <td>粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)
試験方法	規格値													
JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)													
試験方法	規格値													
JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)													
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	試験基準の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td>工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。</td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	JIS A 1122 JIS A 5005	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td>砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	JIS A 1122 JIS A 5005	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。
試験方法	試験基準													
JIS A 1122 JIS A 5005	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。													
試験方法	試験基準													
JIS A 1122 JIS A 5005	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。													
			練混ぜ水の水質試験	試験基準の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>回収水の場 合：JIS A 5308 附属書C</td> <td>工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。</td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	回収水の場 合：JIS A 5308 附属書C	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>回収水の場 合：JIS A 5308 附属書C</td> <td>工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	回収水の場 合：JIS A 5308 附属書C	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日
試験方法	試験基準													
回収水の場 合：JIS A 5308 附属書C	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。													
試験方法	試験基準													
回収水の場 合：JIS A 5308 附属書C	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日													

※上記変更は、以下の工種でも同様に變更されている。
 ・吹付工、現場吹付工、コンクリートダム、覆工コンクリート

※上記変更は、以下の工種でも同様に變更されている。
 ・吹付工、現場吹付工、覆工コンクリート、吹付コンクリート

※上記変更は、以下の工種でも同様に變更されている。
 ・転圧コンクリート、吹付工、現場吹付工、コンクリートダム、覆工コンクリート (NATM)、吹付コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新						
製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	試験基準の変更	試験基準の変更	【試験基準】 設計図書による	【試験基準】 工事中1回/6ヶ月以上 ※上記変更は、以下の工種でも同様に變更されている。 ・ 転圧コンクリート、吹付工、現場吹付工、覆工コンクリート(NATM)、吹付コンクリート(NATM)						
					ミキサの練混ぜ性能試験	規格値、摘要の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2</td> <td>コンクリートの練混ぜ量 (公称容量の場合) コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 (公称容量の1/2の場合) コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下</td> <td>・小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</td> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m³以上の場合、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	摘要	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 (公称容量の場合) コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 (公称容量の1/2の場合) コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下
試験方法	規格値	摘要										
パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 (公称容量の場合) コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 (公称容量の1/2の場合) コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下	・小型構造物で総使用量が50m ³ 未満の場合は、レディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。										
連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。										
施工	必須	塩化物総量規制	試験基準、摘要の変更	試験基準、摘要の変更	試験基準	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013</td> <td>【変更無し】 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m³以上の場合、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	摘要	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	【変更無し】 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
					試験方法	規格値	摘要					
連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	【変更無し】 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。										
試験基準	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013</td> <td>【変更無し】 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m³以上の場合、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	摘要	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	【変更無し】 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。					
試験方法	規格値	摘要										
連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	【変更無し】 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。										

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新																	
施工	必須	単位水量測定	試験方法、規格値、試験基準の変更 ・ 単独自に重要構造物の定義を追加	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>「レディミックスコンクリートの品質確保について」</td> <td>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たりの打設量が100m³以上の場合に1回、午後1回 ・ なお、管理値(配合設計±15kg/m³)または指示値(配合設計±20kg/m³)を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施する場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。 </td> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>「レディミックスコンクリートの品質確保について」</td> <td>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	試験基準	「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たりの打設量が100m³以上の場合に1回、午後1回 ・ なお、管理値(配合設計±15kg/m³)または指示値(配合設計±20kg/m³)を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施する場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。 	試験方法	規格値	試験基準	「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。 	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>「レディミックスコンクリートの品質確保について」</td> <td>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	試験基準	「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。
試験方法	規格値	試験基準																					
「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たりの打設量が100m³以上の場合に1回、午後1回 ・ なお、管理値(配合設計±15kg/m³)または指示値(配合設計±20kg/m³)を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施する場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。 																					
試験方法	規格値	試験基準																					
「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。 																					
試験方法	規格値	試験基準																					
「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。 																					
			スランブ試験	規格値、試験基準、摘要の変更	<table border="1"> <tr> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回/日、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。 ・ ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は、原則として全車測定を行う。道路橋鉄筋コンクリート床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度について低減することができる。 ・ 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることが可能。 ・ 試験頻度の低減方法 <ul style="list-style-type: none"> ①連続して10台のスランブ試験を実施して、個々の測定値が許容値の60%の範囲内、かつ10個の測定値の平均値が許容値の50%の範囲内に入れば安定し良好と判断する。 ②その後、5台毎にスランブ試験を実施する。 ③その測定値が許容値の60%の範囲を外れた時点で、再度連続してスランブ試験を行い、5台連続で個々の測定値が許容値の60%の範囲内に入れば、手順①に戻る。 ・ その打設日のみであり、翌日以降は同じ手順を繰り返す。 </td> </tr> </table>	規格値	試験基準	摘要	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回/日、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。 ・ ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は、原則として全車測定を行う。道路橋鉄筋コンクリート床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度について低減することができる。 ・ 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることが可能。 ・ 試験頻度の低減方法 <ul style="list-style-type: none"> ①連続して10台のスランブ試験を実施して、個々の測定値が許容値の60%の範囲内、かつ10個の測定値の平均値が許容値の50%の範囲内に入れば安定し良好と判断する。 ②その後、5台毎にスランブ試験を実施する。 ③その測定値が許容値の60%の範囲を外れた時点で、再度連続してスランブ試験を行い、5台連続で個々の測定値が許容値の60%の範囲内に入れば、手順①に戻る。 ・ その打設日のみであり、翌日以降は同じ手順を繰り返す。 	<table border="1"> <tr> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷卸し時1回/日以上、構造物の重量と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は、原則として全車測定を行う。 ・ 道路橋鉄筋コンクリート床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度について低減することができる。 ・ 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後のスランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することが可能。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・ 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 </td> </tr> </table>	規格値	試験基準	摘要	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷卸し時1回/日以上、構造物の重量と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は、原則として全車測定を行う。 ・ 道路橋鉄筋コンクリート床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度について低減することができる。 ・ 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後のスランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・ 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 					
規格値	試験基準	摘要																					
スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回/日、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。 ・ ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は、原則として全車測定を行う。道路橋鉄筋コンクリート床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度について低減することができる。 ・ 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることが可能。 ・ 試験頻度の低減方法 <ul style="list-style-type: none"> ①連続して10台のスランブ試験を実施して、個々の測定値が許容値の60%の範囲内、かつ10個の測定値の平均値が許容値の50%の範囲内に入れば安定し良好と判断する。 ②その後、5台毎にスランブ試験を実施する。 ③その測定値が許容値の60%の範囲を外れた時点で、再度連続してスランブ試験を行い、5台連続で個々の測定値が許容値の60%の範囲内に入れば、手順①に戻る。 ・ その打設日のみであり、翌日以降は同じ手順を繰り返す。 																					
規格値	試験基準	摘要																					
スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷卸し時1回/日以上、構造物の重量と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は、原則として全車測定を行う。 ・ 道路橋鉄筋コンクリート床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度について低減することができる。 ・ 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後のスランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・ 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 																					
				※上記変更は、以下の工種でも同様に變更されている。 ・ コンクリートダム、覆工コンクリート																			
					<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>「レディミックスコンクリートの品質確保について」</td> <td>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	試験基準	「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。 												
試験方法	規格値	試験基準																					
「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後の運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しななければならない。その後の全運転車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100m³/日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物※の場合には重要度に応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。 																					

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新																		
						<p>・吹付コンクリート(スラブ) 2.5 cmの規格値・摘要欄の記載なし)</p>																		
施工	必須	試験強度試験	コンクリートの圧縮強度試験	試験基準、摘要の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1回/日、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 小型構造物については、総使用量 50m³ につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 テストピースは打設現場で採取し、1回につき6本(σ7-3本、σ28-3本)とする。 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小型構造物で総使用量が 50m³ 未満の場合は、レディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 </td> </tr> <tr> <td> <p>【吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。ただし、設計数量が 50m³ 未満の場合は、1工事1回以上とする。 テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本(σ28)とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。ただし、設計数量が 50m³ 未満の場合は、1工事1回以上とする。 テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間放置後、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 打設日につき1回、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 テストピースは打設現場で採取し、1回につき6本(σ7-3本、σ28-3本)とする。 </td> <td> <p>【吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>・荷削し時</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回 <p>なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。</p> <p>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 </td> </tr> <tr> <td> <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 参考値：18N/mm²以上(材令28日) 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 <p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm~25 mm の場合は 176kg/m³、40mm の場合は 166kg/m³ を基本とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	試験基準	摘要	<ul style="list-style-type: none"> 1回/日、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 小型構造物については、総使用量 50m³ につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 テストピースは打設現場で採取し、1回につき6本(σ7-3本、σ28-3本)とする。 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型構造物で総使用量が 50m³ 未満の場合は、レディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	<p>【吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。ただし、設計数量が 50m³ 未満の場合は、1工事1回以上とする。 テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本(σ28)とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。ただし、設計数量が 50m³ 未満の場合は、1工事1回以上とする。 テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間放置後、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 打設日につき1回、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 テストピースは打設現場で採取し、1回につき6本(σ7-3本、σ28-3本)とする。 	<p>【吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 							<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>・荷削し時</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回 <p>なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。</p> <p>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 </td> </tr> <tr> <td> <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 参考値：18N/mm²以上(材令28日) 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 <p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm~25 mm の場合は 176kg/m³、40mm の場合は 166kg/m³ を基本とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	試験基準	摘要	<p>・荷削し時</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回 <p>なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。</p> <p>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 	<p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 参考値：18N/mm²以上(材令28日) 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 <p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm~25 mm の場合は 176kg/m³、40mm の場合は 166kg/m³ を基本とする。</p>
試験基準	摘要																							
<ul style="list-style-type: none"> 1回/日、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 小型構造物については、総使用量 50m³ につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 テストピースは打設現場で採取し、1回につき6本(σ7-3本、σ28-3本)とする。 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型構造物で総使用量が 50m³ 未満の場合は、レディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 																							
<p>【吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。ただし、設計数量が 50m³ 未満の場合は、1工事1回以上とする。 テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本(σ28)とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。ただし、設計数量が 50m³ 未満の場合は、1工事1回以上とする。 テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間放置後、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 打設日につき1回、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 テストピースは打設現場で採取し、1回につき6本(σ7-3本、σ28-3本)とする。 	<p>【吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 																							
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>・荷削し時</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回 <p>なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。</p> <p>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 </td> </tr> <tr> <td> <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 参考値：18N/mm²以上(材令28日) 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 <p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm~25 mm の場合は 176kg/m³、40mm の場合は 166kg/m³ を基本とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	試験基準	摘要	<p>・荷削し時</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回 <p>なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。</p> <p>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 	<p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 参考値：18N/mm²以上(材令28日) 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 <p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm~25 mm の場合は 176kg/m³、40mm の場合は 166kg/m³ を基本とする。</p>												
試験基準	摘要																							
<p>・荷削し時</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回 <p>なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。</p> <p>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 																							
<p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回につき3本とする。 <p>【現場吹付工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回6本 吹付日1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回につき6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。 <p>【覆工コンクリート(NATM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日/日/日以上、および前日時に品質変化が認められた時に行う。 規格に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び前日時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設現場で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 参考値：18N/mm²以上(材令28日) 小規模工種で1工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当りの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに1回の試験を行う。 <p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm~25 mm の場合は 176kg/m³、40mm の場合は 166kg/m³ を基本とする。</p>																							

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新												
			空気量測定	試験基準、摘要の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1回/日、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 </td> </tr> <tr> <td>【吹付工】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。ただし、設計数量が50m³未満の場合は、1工事1回以上とする。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験基準	摘要	<ul style="list-style-type: none"> 1回/日、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	【吹付工】		<ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。ただし、設計数量が50m³未満の場合は、1工事1回以上とする。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記変更は、以下の工種でも同様に變更されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付工、現場吹付工、コンクリートダム、覆工コンクリート、吹付コンクリート 	試験基準	摘要	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。
試験基準	摘要																	
<ul style="list-style-type: none"> 1回/日、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 																	
【吹付工】																		
<ul style="list-style-type: none"> 吹付日1日につき1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時に行う。ただし、設計数量が50m³未満の場合は、1工事1回以上とする。 																		
試験基準	摘要																	
<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 																	
			コンクリートの曲げ強度試験	試験項目、試験基準、摘要の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート舗装の場合に適用し、2回/日(午前1回・午後1回)の割合で行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個(σ28)とする。 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート舗装の場合に適用する。 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 </td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験基準	摘要	コンクリートの曲げ強度試験	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート舗装の場合に適用し、2回/日(午前1回・午後1回)の割合で行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個(σ28)とする。 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート舗装の場合に適用する。 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 打設日1日につき2回(午前・午後に1回)の割合で行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。 </td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験基準	摘要	コンクリートの曲げ強度試験	<ul style="list-style-type: none"> 打設日1日につき2回(午前・午後に1回)の割合で行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。 	なし
試験項目	試験基準	摘要																
コンクリートの曲げ強度試験	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート舗装の場合に適用し、2回/日(午前1回・午後1回)の割合で行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個(σ28)とする。 小型構造物については、総使用量50m³につき1回の割合で行う(50m³未満のものは1回以上)。 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート舗装の場合に適用する。 小型構造物で総使用量が50m³未満の場合は、レディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 																
試験項目	試験基準	摘要																
コンクリートの曲げ強度試験	<ul style="list-style-type: none"> 打設日1日につき2回(午前・午後に1回)の割合で行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。 	なし																
施工後試験	必須		ひび割れ調査	摘要の変更	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 ワーキング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。 <p>【試験方法】</p> <p>「硬化コンクリートのデストハンマー強度の試験方法 (JSCE-G504-2007)」</p>	<p>高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。</p> <p>ワーキング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。</p> <p>ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。</p>												
			テストハンマーによる強度推定調査	試験方法の名称変更	<p>【試験方法】</p> <p>「硬化コンクリートのデストハンマー強度の試験方法 (JSCE-G504-2007)」</p>	<p>JSCE-G 504-2013</p>												

【2～4 プレキャストコンクリート製品】新規追加工種

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分
2 プレキャストコンクリート製品(Ⅰ類)	材料	必須	JIS マーク 確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による。		写真撮影は、製品の規格毎に JIS マークの表示が確認できる写真を撮影。	イ
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	写真撮影は、製品の規格毎に撮影。※有害な角欠け・ひび割れが製品にないことを写真で確認するための全側面の撮影は不要。	イ
3 プレキャストコンクリート製品(Ⅱ類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		ウ
	施工	必須	JIS マーク 確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による。		写真撮影は、製品の規格毎に JIS マークの表示が確認できる写真を撮影。	イ
4 プレキャストコンクリート製品 その他	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	写真撮影は、製品の規格毎に撮影。※有害な角欠け・ひび割れが製品にないことを写真で確認するための全側面の撮影は不要。	イ
	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空港第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空港第78号)	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	試験成績表による。	ウ
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3 kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	試験成績表による。	ウ
			コンクリートのスランブ試験/スランブフロ一試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	試験成績表による。	ウ
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	試験成績表による。	試験成績表による。	ウ
		コンクリートの空気量測定(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許公差)	1回/日以上	試験成績表による。	試験成績表による。	ウ

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分
		その他 JISマーク表示されたライニング・コンクリートを使用する場合は除く	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	試験成績表による。	ウ
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	試験成績表による。 JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロチンスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)	ウ
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。	試験成績表による。	ウ
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合 3.0%以下、その他の場合 5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合 5.0%以下その他の場合 7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂 1回/週以上)	試験成績表による。	ウ
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	試験成績表による。 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	ウ
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	試験成績表による。	ウ
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	試験成績表による。	ウ
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上	試験成績表による。	ウ
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		試験成績表による。	ウ

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分
			コンクリート用混和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	ウ
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水 以外の水の場合： JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。 1回/月又は入荷の都度	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	ウ
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	ウ
	施工 必須			製品の外観検査 (角欠 け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数 写真撮影は、製品の規格毎に撮影。※有害な角欠け・ひび割れが製品にないことを写真で確認するための全側面の撮影は不要。	イ

※ I類：製品の性能を満足することが、実績に基づいて確認された仕様に基づいて製造される製品で、附属書に推奨仕様が示されているもの。

II類：受渡当事者間の協議によって、性能及び仕様を定めて製造される製品。

【5 ガス圧接】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新										
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	試験方法、規格値、試験基準、摘要の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 目視 ○ 圧接面の研磨状況 ・ たれ下がりが ・ 焼き割れ ・ 折れ曲がり等 </td> <td> 熱間圧接法以外の場合 ① 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ② ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤ 著しいたれ下がりが、折れ曲がりがない </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ等 </td> <td> 熱間圧接法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ② ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③ 鉄筋表面にオーバーヒート等による表面不整があつてはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 </td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	<ul style="list-style-type: none"> 目視 ○ 圧接面の研磨状況 ・ たれ下がりが ・ 焼き割れ ・ 折れ曲がり等 	熱間圧接法以外の場合 ① 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ② ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤ 著しいたれ下がりが、折れ曲がりがない	<ul style="list-style-type: none"> ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ等 	熱間圧接法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ② ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③ 鉄筋表面にオーバーヒート等による表面不整があつてはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がりが 焼き割れ 等 ・ ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 </td> <td> 熱間圧接法以外の場合 ① 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ② ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、同方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、同方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤ 折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥ 片ふくらみの差が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦ 垂れ下がりが、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間圧接法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ② ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③ 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 </td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がりが 焼き割れ 等 ・ ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	熱間圧接法以外の場合 ① 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ② ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、同方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、同方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤ 折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥ 片ふくらみの差が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦ 垂れ下がりが、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間圧接法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ② ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③ 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。
試験方法	規格値															
<ul style="list-style-type: none"> 目視 ○ 圧接面の研磨状況 ・ たれ下がりが ・ 焼き割れ ・ 折れ曲がり等 	熱間圧接法以外の場合 ① 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ② ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤ 著しいたれ下がりが、折れ曲がりがない															
<ul style="list-style-type: none"> ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ等 	熱間圧接法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ② ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③ 鉄筋表面にオーバーヒート等による表面不整があつてはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。															
試験方法	規格値															
<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がりが 焼き割れ 等 ・ ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	熱間圧接法以外の場合 ① 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ② ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、同方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、同方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤ 折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥ 片ふくらみの差が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦ 垂れ下がりが、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間圧接法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ② ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③ 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 </td> <td> ・ モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 ・ 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・ 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・ 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 </td> </tr> </tbody> </table>	試験基準	摘要	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 	・ モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 ・ 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・ 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・ 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 自動ガス圧接、手動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 </td> <td> ・ モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については手動ガス圧接、熱間圧接、自動ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・ 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・ 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・ 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 </td> </tr> </tbody> </table>	試験基準	摘要	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 自動ガス圧接、手動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 	・ モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については手動ガス圧接、熱間圧接、自動ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・ 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・ 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・ 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		
試験基準	摘要															
<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 	・ モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 ・ 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・ 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・ 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。															
試験基準	摘要															
<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 自動ガス圧接、手動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 	・ モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については手動ガス圧接、熱間圧接、自動ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・ 手動ガス圧接及び熱間圧接きガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・ 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・ 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。															

工種	種別 施工 後試験	試験 区分	試験項目 外観検査	変更概要 試験方法、規格値、試験基準、 摘要の変更	旧	新																
		必須	外観検査	試験方法、規格値、試験基準、 摘要の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○目視 ・ 圧接面の研磨状況 ・ たれ下がり ・ 焼き割れ ・ 折れ曲がり等 </td> <td> 熱間圧接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（後の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③折れ曲がり等 </td> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ等 </td> <td> ①ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ②ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ③著しいたれ下がり、折れ曲がりがない </td> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視 ・ 圧接面の研磨状況 ・ 垂れ下がり ・ 焼き割れ ・ ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ ・ 折れ曲がり等 </td> <td> 熱間圧接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は1.2倍以上）の1/4以下。 ④ふくらみの長さ ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	<ul style="list-style-type: none"> ○目視 ・ 圧接面の研磨状況 ・ たれ下がり ・ 焼き割れ ・ 折れ曲がり等 	熱間圧接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（後の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③折れ曲がり等	試験方法	規格値	<ul style="list-style-type: none"> ○ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ等 	①ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ②ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ③著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	試験方法	規格値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視 ・ 圧接面の研磨状況 ・ 垂れ下がり ・ 焼き割れ ・ ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ ・ 折れ曲がり等 	熱間圧接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は1.2倍以上）の1/4以下。 ④ふくらみの長さ ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	<table border="1"> <tr> <th>試験基準</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視は全数実施する。 ・ 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 </td> <td> 熱間圧接法以外の場合 ・ 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・ ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行つて修正し、超音波探傷検査を行う。 ・ ④は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・ ⑤は、超音波探傷検査を行う。 ・ ⑥は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取り再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 熱間圧接法の場合 ・ 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・ ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行つて修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑤は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑥は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑦は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑧は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑨は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑩は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑪は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑫は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑬は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑭は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑮は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑯は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑰は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑱は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑲は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑳は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉑は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉒は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉓は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉔は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉕は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉖は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉗は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉘は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉙は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉚は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉛は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉜は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉝は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉞は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉟は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊱は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊲は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊳は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊴は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊵は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊶は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊷は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊸は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊹は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊺は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊻は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊼は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊽は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊾は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊿は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 </td> </tr> </table>	試験基準	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視は全数実施する。 ・ 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	熱間圧接法以外の場合 ・ 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・ ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行つて修正し、 超音波探傷検査 を行う。 ・ ④は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、 外観検査 を行う。 ・ ⑤は、 超音波探傷検査 を行う。 ・ ⑥は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、 外観検査 を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取り再圧接し、 外観検査 および 超音波探傷検査 を行う。 熱間圧接法の場合 ・ 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・ ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行つて修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑤は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑥は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑦は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑧は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑨は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑩は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑪は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑫は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑬は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑭は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑮は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑯は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑰は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑱は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑲は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑳は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉑は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉒は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉓は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉔は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉕は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉖は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉗は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉘は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉙は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉚は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉛は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉜は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉝は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉞は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉟は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊱は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊲は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊳は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊴は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊵は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊶は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊷は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊸は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊹は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊺は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊻は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊼は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊽は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊾は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊿は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。
試験方法	規格値																					
<ul style="list-style-type: none"> ○目視 ・ 圧接面の研磨状況 ・ たれ下がり ・ 焼き割れ ・ 折れ曲がり等 	熱間圧接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（後の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③折れ曲がり等																					
試験方法	規格値																					
<ul style="list-style-type: none"> ○ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ等 	①ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ②ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ③著しいたれ下がり、折れ曲がりがない																					
試験方法	規格値																					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視 ・ 圧接面の研磨状況 ・ 垂れ下がり ・ 焼き割れ ・ ノギス等による計測（詳細外観検査） ・ 軸心の偏心 ・ ふくらみ ・ ふくらみの長さ ・ 圧接部のずれ ・ 折れ曲がり等 	熱間圧接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は1.2倍以上）の1/4以下。 ④ふくらみの長さ ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。																					
試験基準	概要																					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視は全数実施する。 ・ 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	熱間圧接法以外の場合 ・ 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・ ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行つて修正し、 超音波探傷検査 を行う。 ・ ④は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、 外観検査 を行う。 ・ ⑤は、 超音波探傷検査 を行う。 ・ ⑥は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、 外観検査 を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取り再圧接し、 外観検査 および 超音波探傷検査 を行う。 熱間圧接法の場合 ・ 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・ ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行つて修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑤は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑥は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑦は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑧は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑨は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑩は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑪は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑫は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑬は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑭は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑮は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑯は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑰は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑱は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑲は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ⑳は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉑は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉒は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉓は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉔は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉕は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉖は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉗は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉘は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉙は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉚は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉛は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉜は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉝は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉞は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㉟は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊱は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊲は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊳は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊴は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊵は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊶は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊷は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊸は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊹は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊺は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊻は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊼は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊽は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊾は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ ㊿は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。																					

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新								
	施工後試験	必須	超音波探傷検査	<ul style="list-style-type: none"> 試験基準、摘要の変更 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 超音波探傷検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 超音波探傷検査技術者は、(社)日本検査協会「鉄筋ガス圧接部の超音波探傷検査技術者技量資格検定試験実施規定」による有資格者とする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、下記による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	試験基準	摘要	<ul style="list-style-type: none"> 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 超音波探傷検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 超音波探傷検査技術者は、(社)日本検査協会「鉄筋ガス圧接部の超音波探傷検査技術者技量資格検定試験実施規定」による有資格者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、下記による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 超音波探傷検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 超音波探傷検査技術者は、(社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手部検査技術者技量検定規定」による「1G種」、「2種」又は「3種」の技量資格を有するものとする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、以下による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	試験基準	摘要	<ul style="list-style-type: none"> 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 超音波探傷検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 超音波探傷検査技術者は、(社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手部検査技術者技量検定規定」による「1G種」、「2種」又は「3種」の技量資格を有するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、以下による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。
試験基準	摘要													
<ul style="list-style-type: none"> 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 超音波探傷検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 超音波探傷検査技術者は、(社)日本検査協会「鉄筋ガス圧接部の超音波探傷検査技術者技量資格検定試験実施規定」による有資格者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、下記による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。 													
試験基準	摘要													
<ul style="list-style-type: none"> 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 超音波探傷検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 超音波探傷検査技術者は、(社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手部検査技術者技量検定規定」による「1G種」、「2種」又は「3種」の技量資格を有するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、以下による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。 													

【6 既設杭工】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新									
6 既設杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性 染色浸透探傷試験）	試験方法の JIS 番号の追加	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>JIS Z 2343-1, 2, 3, 4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。 </td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。 	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。 </td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> 原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。 	
試験方法	試験基準														
JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。 														
試験方法	試験基準														
JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> 原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。 														
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	規格値の変更	<p>【規格値】</p> <ul style="list-style-type: none"> JIS Z 3104 の3類以上 	<ul style="list-style-type: none"> JIS Z 3104 の1類から3類であること 									
	その他		鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験 鋼管杭・コンクリート杭（根固め） 水セメント比試験	規格値の変更 試験方法、規格値の変更	<p>【規格値】</p> <ul style="list-style-type: none"> JIS Z 3060 の3類以上 	<ul style="list-style-type: none"> JIS Z 3060 の1類から3類であること 									
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	摘要の変更	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考値：19.6Mpa 	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>比重の測定による水セメント比の推定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中細り杭工法）、60%（フレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。 </td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	比重の測定による水セメント比の推定	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中細り杭工法）、60%（フレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。 	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>比重の測定による水セメント比の推定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中細り杭工法）、60%（フレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。 </td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	比重の測定による水セメント比の推定	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中細り杭工法）、60%（フレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。
試験方法	試験基準														
比重の測定による水セメント比の推定	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中細り杭工法）、60%（フレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。 														
試験方法	試験基準														
比重の測定による水セメント比の推定	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中細り杭工法）、60%（フレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。 														
						<ul style="list-style-type: none"> 参考値：20N/mm² 									

【路盤、舗装関係】

① 新規追加の試験項目

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分
11 アスファルト舗装工(歩道、簡易舗装含む)	舗装	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	ウ
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	ウ
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	ウ
12 転圧コンクリート	材料(JIS使用する場合を除く)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		1回以上センターで行う

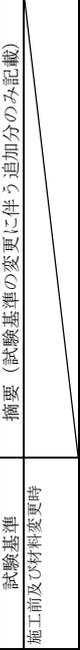
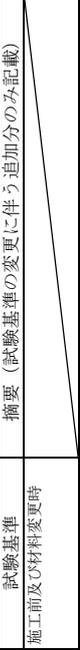
※「水浸ホイールラッキング試験」は、「32 排水性舗装工・透水性舗装工」も同様に追加。

② 試験基準・概要の変更・・・出来形管理と同様に規模別(中規模以上、小規模以下)の基準を追加

工種	種別	試験区分	試験項目	旧		新	
				試験基準	概要(試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	試験基準	概要(試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)
7 下層路盤工(歩道、簡易舗装含む)	材料	必須	修正 CBR 試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 道路用スラグの呈色判定試験	施工前及び材料変更時	概要(試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	試験基準	概要(試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)
				小規模以下の工事：施工前	試験基準	概要(試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	
		その他	粗骨材のすりへり試験			試験基準	概要(試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)
	施工	その他	骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験			試験基準	概要(試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)

工種	種別	試験区分	試験項目	旧	新								
8 層路盤 工	材料	必須	<ul style="list-style-type: none"> 含水比試験 修正 CBR 試験 鉄鋼スラグの修正 CBR 試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの呈色判定試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験 鉄鋼スラグの単位容積質量試験 粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">異常が認められたとき</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	異常が認められたとき		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・異 常が認められたとき、 及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・異 常が認められたとき、 及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
				試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)								
異常が認められたとき													
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・異 常が認められたとき、 及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。													
			<ul style="list-style-type: none"> 修正 CBR 試験 鉄鋼スラグの修正 CBR 試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの呈色判定試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験 鉄鋼スラグの単位容積質量試験 粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 施工前及び材料変更時 </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	施工前及び材料変更時		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事： 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で追加分の可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事： 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で追加分の可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 	
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
施工前及び材料変更時													
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事： 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で追加分の可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 													
10 メント 安定処 理路盤	材料	必須	<ul style="list-style-type: none"> 粒度 (2.36mm フルイ) 粒度 (75 μ m フルイ) 一軸圧縮試験 骨材の修正 CBR 試験 土の液性限界・塑性限界試験 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 1,000m² につき 1 回の割合で行う。(1,000m² 以下のものは 1 工事 1 回以上) </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> 1,000m² につき 1 回の割合で行う。(1,000m² 以下のものは 1 工事 1 回以上) 		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・定期的または随時 (1 回 ~ 2 回/日) </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・定期的または随時 (1 回 ~ 2 回/日) 	
				試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)								
<ul style="list-style-type: none"> 1,000m² につき 1 回の割合で行う。(1,000m² 以下のものは 1 工事 1 回以上) 													
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・定期的または随時 (1 回 ~ 2 回/日) 													
			<ul style="list-style-type: none"> 粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 施工前 </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	施工前		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 小規模以下の工事： 小規模以下の工事とは、管理図を描いた上で追加分の可能な工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 1,000m² 以上 10,000m² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のも </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> 小規模以下の工事： 小規模以下の工事とは、管理図を描いた上で追加分の可能な工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 1,000m² 以上 10,000m² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のも	
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
施工前													
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
<ul style="list-style-type: none"> 小規模以下の工事： 小規模以下の工事とは、管理図を描いた上で追加分の可能な工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 1,000m² 以上 10,000m² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のも													
※下層路盤工の種別「材料」と同じ													
7 層路盤	施工	必須	<ul style="list-style-type: none"> 粒度 (2.36mm フルイ) 粒度 (75 μ m フルイ) 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 1 日 1 回行う。 </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	1 日 1 回行う。		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・定期的または随時 (1 回 ~ 2 回/日) </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・定期的または随時 (1 回 ~ 2 回/日) 	
				試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)								
1 日 1 回行う。													
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・定期的または随時 (1 回 ~ 2 回/日) 													
			<ul style="list-style-type: none"> 粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 施工前 </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	施工前		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・異常が認められたとき、 及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 </td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・異常が認められたとき、 及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
施工前													
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)												
<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事・異常が認められたとき、 及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。													

工種	種別	試験区分	試験項目	旧	新												
					び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。												
		その他	<ul style="list-style-type: none"> セメント量試験 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">観察により異常が認められたとき。(1~2回/日)</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	観察により異常が認められたとき。(1~2回/日)		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中規模以上の工事：異常が認められたとき (1~2回/日)</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	中規模以上の工事：異常が認められたとき (1~2回/日)					
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)																
観察により異常が認められたとき。(1~2回/日)																	
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)																
中規模以上の工事：異常が認められたとき (1~2回/日)																	
11	材料	必須	<ul style="list-style-type: none"> 骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材中の粘土塊量の試験 粗骨材の形状試験 フライラーの粒度試験 フライラーの水分試験 フライラーの塑性指数試験 フライラーのフロー試験 フライラーの水浸膨張試験 フライラーの剥離抵抗性試験 製鋼スラグの水浸膨張性試験 製鋼スラグの密度及び吸水率試験 粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 針入度試験 軟化点試験 伸度試験 トルエン可溶分試験 引火点試験 薄膜加熱試験 蒸発後の針入度比試験 密度試験 高温動粘度試験 60℃粘度試験 タフネス・テナシティ試験 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工前及び材料変更時</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	施工前及び材料変更時		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。					
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)																
施工前及び材料変更時																	
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)																
中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。																	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材中の粘土塊量の試験 粗骨材の形状試験 フライラーの粒度試験 フライラーの水分試験 フライラーの塑性指数試験 フライラーのフロー試験 フライラーの水浸膨張試験 フライラーの剥離抵抗性試験 製鋼スラグの水浸膨張性試験 製鋼スラグの密度及び吸水率試験 粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 針入度試験 軟化点試験 伸度試験 トルエン可溶分試験 引火点試験 薄膜加熱試験 蒸発後の針入度比試験 密度試験 高温動粘度試験 60℃粘度試験 タフネス・テナシティ試験 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工前及び材料変更時</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	施工前及び材料変更時		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。					
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)																
施工前及び材料変更時																	
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)																
中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。																	
	プラント	必須	<ul style="list-style-type: none"> 粒度 (2.36mm フルレイ) 粒度 (75µm フルレイ) アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物) 	<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">印字記録、または抽出・ふるい分け試験を行う。(印字記録の場合)：全数 (抽出・ふるい分け試験)：1回/日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【温度測定…】 随時</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	印字記録、または抽出・ふるい分け試験を行う。(印字記録の場合)：全数 (抽出・ふるい分け試験)：1回/日		【温度測定…】 随時		<table border="1"> <tr> <td>試験基準</td> <td>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中規模以上の工事：定期的または随時。異常が認められたとき。小規模以下の工事：異印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【温度測定…】 随時</td> </tr> </table>	試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)	中規模以上の工事：定期的または随時。異常が認められたとき。小規模以下の工事：異印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		【温度測定…】 随時	
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)																
印字記録、または抽出・ふるい分け試験を行う。(印字記録の場合)：全数 (抽出・ふるい分け試験)：1回/日																	
【温度測定…】 随時																	
試験基準	概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)																
中規模以上の工事：定期的または随時。異常が認められたとき。小規模以下の工事：異印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日																	
【温度測定…】 随時																	

工種	種別	試験区分	試験項目	旧	新
13 グ ース スフ アル 舗 装	材料	必須	試験項目 <ul style="list-style-type: none"> 骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材中の粘土塊量の試験 粗骨材の形状試験 ファイラーの粒度試験 ファイラーの水分試験 	試験基準 施工前及び材料変更時 概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載) 	試験基準 <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 小規模以下の工事： 施工前 概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載) <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 針入度試験 軟化点試験 伸度試験 トルエン可溶分試験 引火点試験 蒸発質量変化率試験 密度試験 	試験基準 施工前及び材料変更時 概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載) 	試験基準 <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 小規模以下の工事： 施工前 概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載) <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
30 路上 再生路 盤工	材料	必須	修正CBR試験	試験基準 当初及び材料の変化時 概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載) 	試験基準 <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 小規模以下の工事： 施工前 概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載) <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
				試験基準 印刷記録、または抽出・ふるい分け試験を行う。 (印刷記録の場合)：全数 (抽出・ふるい分け試験)：1回/日 概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載) 	試験基準 <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事： 定期的または随時。 小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載) <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの

工種	種別	試験区分	試験項目	旧	新
32 排水 性 舗 装 ・ 透 水 性 舗 装 工	材料	必須	<ul style="list-style-type: none"> 骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材中の粘土塊量の試験 粗骨材の形状試験 ファイラーの粒度試験 ファイラーの水分試験 ファイラーの塑性指数試験 ファイラーのフロロ試験 製鋼スラグの水浸膨脹性試験 粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 針入度試験 軟化点試験 伸度試験・引火点試験 薄膜加熱試験 薄膜加熱針入度残留率 タフネス・テナシティ試験 密度試験 	<p>試験基準</p> <p>施工前及び材料変更時</p> <p>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</p>	<p>試験基準</p> <p>中規模以上の工事: 施工前、材料変更時</p> <p>小規模以下の工事: 施工前</p> <p>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの</p>
		その他			
33 ア ラ ン ト 再 生 舗 装 工	ア ラ ン ト	必須	<ul style="list-style-type: none"> 粒度 (2.36mm フルレイ) 粒度 (75μm フルレイ) アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物) 	<p>試験基準</p> <p>印字記録、または抽出・ふるい分け試験を行う。 (印字記録の場合): 全数 (抽出・ふるい分け試験): 1回/日</p> <p>【温度測定...】 随時</p> <p>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</p>	<p>試験基準</p> <p>中規模以上の工事: 定期的または随時 小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数 または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日</p> <p>【温度測定...】 随時</p> <p>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの</p>
		必須	<ul style="list-style-type: none"> 粒度 (2.36mm フルレイ) 粒度 (75μm フルレイ) 再生アスファルト量 	<p>試験基準</p> <p>印字記録、または抽出・ふるい分け試験を行う。 (印字記録の場合): 全数 (抽出・ふるい分け試験): 1回/日</p> <p>概要 (試験基準の変更に伴う追加分のみ記載)</p>	<p>試験基準</p> <p>抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日</p> <p>中規模以上の工事: 定期的または随時 小規模以下の工事: 異常が認められるとき 印字記録の場合: 全数</p>

③ 『現場密度の測定』 試験方法・試験基準等の変更

工種	種別	試験区分	旧	新																							
<ul style="list-style-type: none"> 7 下層路盤 ※歩道の場合、簡易舗装の場合を除く 8 上層路盤工 10 セメント安定処理路盤 30 路上再生路盤工 	施工	必須	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装調査・試験法 便覧[4]-191</td> <td>最大乾薬密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 【路上再生路盤】 基準密度の93%以上 【上層、セメント安定、路上再生】 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が最大乾薬密度の93%を下回ってはならない。 また、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなればならない。なお、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 500㎡につき1個(=1孔)の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事につき3個以上とする。 【路上再生路盤】 1,000㎡に1回(=1孔) </td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	試験基準	舗装調査・試験法 便覧[4]-191	最大乾薬密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 【路上再生路盤】 基準密度の93%以上 【上層、セメント安定、路上再生】 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が最大乾薬密度の93%を下回ってはならない。 また、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなればならない。なお、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 500㎡につき1個(=1孔)の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事につき3個以上とする。 【路上再生路盤】 1,000㎡に1回(=1孔) 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装調査・試験法 便覧[4]-256</td> <td>最大乾薬密度の95%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が最大乾薬密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた均値X6が規格値を満足していればよい。 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 </td> </tr> <tr> <td>砂置換法(JIS A 1214)</td> <td>X6 96%以上 X3 97%以上</td> </tr> <tr> <td>【路上再生路盤】</td> <td>【路上再生路盤】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合はのみ適用できる</td> <td>95%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>【上層、セメント安定、路上再生】 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	試験基準	舗装調査・試験法 便覧[4]-256	最大乾薬密度の95%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が最大乾薬密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた均値X6が規格値を満足していればよい。 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 	砂置換法(JIS A 1214)	X6 96%以上 X3 97%以上	【路上再生路盤】	【路上再生路盤】		砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合はのみ適用できる	95%以上			【上層、セメント安定、路上再生】 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	
試験方法	規格値	試験基準																									
舗装調査・試験法 便覧[4]-191	最大乾薬密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 【路上再生路盤】 基準密度の93%以上 【上層、セメント安定、路上再生】 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が最大乾薬密度の93%を下回ってはならない。 また、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなればならない。なお、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 500㎡につき1個(=1孔)の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事につき3個以上とする。 【路上再生路盤】 1,000㎡に1回(=1孔) 																									
試験方法	規格値	試験基準																									
舗装調査・試験法 便覧[4]-256	最大乾薬密度の95%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が最大乾薬密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた均値X6が規格値を満足していればよい。 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 																									
砂置換法(JIS A 1214)	X6 96%以上 X3 97%以上																										
【路上再生路盤】	【路上再生路盤】																										
砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合はのみ適用できる	95%以上																										
	【上層、セメント安定、路上再生】 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上																										
<ul style="list-style-type: none"> 11 アスファルト舗装工 ※歩道の場合、簡易舗装の場合を除く 31 路上表層再生工 32 排水性舗装工・透水性舗装工 33 プラント再生舗装工 	舗設現場	必須	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装調査・試験法 便覧[3]-91 【排水性舗装】</td> <td>基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%を下回ってはならない。 また、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなればならない。なお、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1,000㎡につき1個(=1孔)の割合で行う。ただし、3,000㎡未満の工事は1工事につき3個以上とする。 【路上再生表層】 1,000㎡に1回(=1孔) </td> </tr> <tr> <td>舗装調査・試験法 便覧[3]-97</td> <td>96%以上 【アト再生舗装】 基準密度の94%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	試験基準	舗装調査・試験法 便覧[3]-91 【排水性舗装】	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%を下回ってはならない。 また、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなればならない。なお、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1,000㎡につき1個(=1孔)の割合で行う。ただし、3,000㎡未満の工事は1工事につき3個以上とする。 【路上再生表層】 1,000㎡に1回(=1孔) 	舗装調査・試験法 便覧[3]-97	96%以上 【アト再生舗装】 基準密度の94%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装調査・試験法 便覧[3]-218 【排水性舗装】</td> <td>基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 </td> </tr> <tr> <td>舗装調査・試験法 便覧[3]-224</td> <td>X3 96.5%以上 【アト再生舗装】 基準密度の94%以上</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	試験基準	舗装調査・試験法 便覧[3]-218 【排水性舗装】	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 	舗装調査・試験法 便覧[3]-224	X3 96.5%以上 【アト再生舗装】 基準密度の94%以上							
試験方法	規格値	試験基準																									
舗装調査・試験法 便覧[3]-91 【排水性舗装】	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%を下回ってはならない。 また、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなればならない。なお、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1,000㎡につき1個(=1孔)の割合で行う。ただし、3,000㎡未満の工事は1工事につき3個以上とする。 【路上再生表層】 1,000㎡に1回(=1孔) 																									
舗装調査・試験法 便覧[3]-97	96%以上 【アト再生舗装】 基準密度の94%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。																										
試験方法	規格値	試験基準																									
舗装調査・試験法 便覧[3]-218 【排水性舗装】	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 																									
舗装調査・試験法 便覧[3]-224	X3 96.5%以上 【アト再生舗装】 基準密度の94%以上																										

工種	種別	試験区分		旧				新											
		必須	区分	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験方法	規格値	試験基準	摘要								
・14 路末安定処理工 ・15 表層安定処理工(表層混合処理) ・39 置換工(土砂)	施工	必須	区分	試験方法 最大粒径≦53mm: JIS A 1214 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185	規格値 最大乾燥密度の90%以上	試験基準 ・500m ³ につき1箇所(=3孔)の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3箇所以上。	摘要 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	試験方法 最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185	規格値 設計図書による。	試験基準 500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	摘要 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
				RI計器を用いた盛土の縮め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位の面積に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>面積(m²)</td> <td>0</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>1000</td> <td>2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> </table>	面積(m ²)	0	500	1000	1000	2000	測定点数	5	1	0	1	5	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
面積(m ²)	0	500	1000	1000	2000														
測定点数	5	1	0	1	5														
				TS・GPSを用いた盛土の縮め管理要領(案)	施工範囲を小分けした管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたこととを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位の面積に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	または、TS・GNSSを用いた盛土の縮め管理要領による	施工範囲を小分けした管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたこととを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位の面積に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位の面積に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上・1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上・2000m ² 未満: 15点	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位の面積に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。							

④ 『舗装調査・試験法便覧』の改訂に伴う試験番号の変更

《例》修正CBR試験 (旧) 舗装調査・試験法便覧[4]-5 ⇒ (新) 舗装調査・試験法便覧 [4]-68

⑤ その他の変更

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新								
12 転圧コンクリート	材料 (JISマ-リ表示されたレ-ドカーボンをカ-リ-トを使用する場合は除く)	その他	<ul style="list-style-type: none"> 骨材の密度及び吸水率試験 粗骨材のすりへり試験 砂の有機不純物試験 骨材中の粘土塊量の試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 	試験基準の変更	施工前及び材料変更時	施工開始前、材料の変更時								
15 表層安定処理工	施工	その他	含水比試験	試験基準の変更	降雨後または含水比の変化が認められた時	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。								
32 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント 舗設現場	その他 必須	ラベリング試験 カントプロ試験 温度測定 (初期締転圧前) 現場透水量試験	概要の変更 概要の変更 規格値の削除 規格値、試験基準の変更	アスファルト混合物の耐流動性の確認 アスファルト混合物の耐流動性の確認 試験項目 温度測定 (初期締転圧前) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>規格値</td> <td>試験基準</td> </tr> <tr> <td>140~160℃</td> <td>随時</td> </tr> </table>	規格値	試験基準	140~160℃	随時	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認 試験項目 温度測定 (初期圧前) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>規格値</td> <td>試験基準</td> </tr> <tr> <td>随時</td> <td>随時</td> </tr> </table>	規格値	試験基準	随時	随時
規格値	試験基準													
140~160℃	随時													
規格値	試験基準													
随時	随時													
						規格値 X10 1,000m L/15sec 以上 X10 300m L/15sec 以上 (歩道箇所) 試験基準 1,000m L/15sec 以上 300m L/15sec 以上 (歩道箇所) 浸透水量は10箇所測定値の平均値が規格値を満足するものとする。 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10箇所測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10箇所 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10箇所追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット 毎に10箇所、合計20箇所 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3箇所以上で測定し3箇所の測定値の平均値が規格値を満足するものとする。								

⑥ 削除した試験項目

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
11 アスファルト舗装工 12 転圧コンクリート 13 グ-ス777アルト舗装 32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下	施工前及び材料変更時	・観察で問題なければ省略できる。

【16 固結工】

① 新規追加の試験項目

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	ア
	施工	必須	ゲルタイム試験 改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		当初及び土質の変化したとき。 改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていくことを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	配合を定めるための試験である。 ・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	イ

② その他の変更

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新
16 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	試験項目の名称変更 摘要の追加	試験項目 土の一軸圧縮試験	試験項目 土の一軸圧縮試験 (改良体の強度) 概要 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。

【17 アンカー工】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新																
17 アンカー工	施工	必須	適性試験 (多サイクル確認試験)	試験項目、試験方法の名称変更	<table border="1"> <tr> <td>試験項目</td> <td>多サイクル確認試験</td> <td>試験方法</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)</td> </tr> <tr> <td>試験項目</td> <td>1 サイクル確認試験</td> <td>試験方法</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)</td> </tr> </table>	試験項目	多サイクル確認試験	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	試験項目	1 サイクル確認試験	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	<table border="1"> <tr> <td>試験項目</td> <td>多サイクル (多サイクル確認試験)</td> <td>試験方法</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)</td> </tr> <tr> <td>試験項目</td> <td>1 サイクル確認試験</td> <td>試験方法</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)</td> </tr> </table>	試験項目	多サイクル (多サイクル確認試験)	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	試験項目	1 サイクル確認試験	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)
試験項目	多サイクル確認試験	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)																			
試験項目	1 サイクル確認試験	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)																			
試験項目	多サイクル (多サイクル確認試験)	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)																			
試験項目	1 サイクル確認試験	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)																			
			確認試験 (1 サイクル確認試験)	試験項目、試験方法の名称変更 試験基準の変更	<table border="1"> <tr> <td>試験項目</td> <td>1 サイクル確認試験</td> <td>試験方法</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)</td> </tr> </table>	試験項目	1 サイクル確認試験	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	<table border="1"> <tr> <td>試験項目</td> <td>確認試験 (1 サイクル確認試験)</td> <td>試験方法</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)</td> </tr> </table>	試験項目	確認試験 (1 サイクル確認試験)	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)								
試験項目	1 サイクル確認試験	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)																			
試験項目	確認試験 (1 サイクル確認試験)	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)																			
		その他	その他の確認試験	試験方法、摘要の変更	<table border="1"> <tr> <td>試験項目</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)</td> <td>試験方法</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)</td> </tr> </table>	試験項目	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	<table border="1"> <tr> <td>試験項目</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)</td> <td>試験方法</td> <td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)</td> </tr> </table>	試験項目	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)								
試験項目	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)																			
試験項目	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	試験方法	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)																			

【18 補強土壁工】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧			新				
					試験方法	規格値	試験基準	試験方法	規格値	試験基準		
18 補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	試験基準の変更	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	規格値	試験基準		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	試験基準の変更 規格値、試験基準、摘要の変更	試験方法 最大粒径 ≤ 53 mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-185	規格値 最大乾燥密度の90%以上	試験基準 500mm3につき1箇所(≒3孔)の割合で行う。ただし、1,500mm3未満の工事では1工事当たり3箇所以上。	試験方法 最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	規格値 次の密度への縮固めが可能 な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは、90%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工機よりも縮固めエネルギーの大きい転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きい機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	試験基準 500mm3につき1回の割合で行う。ただし、1,500mm3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	試験基準 ・ 橋台背面アブローチ部に おける規格値は、下記の通りとする。 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般的橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構 造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
					試験方法 「RI」計器を用いた盛土の縮固め管理要領 (案)による。	規格値 1 管理単位の平均乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	試験基準 ・ 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単元以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(m ²) 0 500 500 1000 1000 2000 測定点数 5 1 0 1 5	試験方法 「RI」計器を用いた盛土の縮固め管理要領 (案)	規格値 次の密度への縮固めが可能 な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは、92%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工機よりも縮固めエネルギーの大きい転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きい機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	試験基準 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・ 1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単元以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m ² 未満 : 5点 ・ 500m ² 以上 1000m ² 未満 : 10点 ・ 1000m ² 以上 2000m ² 未満 : 15点	試験基準 ・ 最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督員との協議の上、(再) 転圧を行うものとする。	試験基準 ・ 最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督員との協議の上、(再) 転圧を行うものとする。
					試験方法 「TS・GPS」を用いた盛土の縮固め管理要領 (案)	規格値 施工範囲を小分割した管理単位の全てが規定回数確保されたこと ただし、路肩から1m以内と縮固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	試験基準 1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単元以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層に分けることはしないものとする。	試験方法 「TS・GNSS」を用いた盛土の縮固め管理要領による	規格値 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数確保されたこと ただし、路肩から1m以内と縮固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	試験基準 1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単元以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層に分けることはしないものとする。	試験基準 ・ 橋台背面アブローチ部に おける規格値は、下記の通りとする。 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般的橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構 造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	試験基準 1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単元以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層に分けることはしないものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧			新			
						除く。	4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	

【2.1 河川土工】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新																								
21 河川土工	材料 その他	必須	土の三軸圧縮試験 土のせん断試験	試験方法解説 図書の改訂による名称変更	土質試験の方法と解説	地盤材料試験の方法と解説																								
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	現場密度の測定	規格値、試験基準、摘要の変更	試験方法(3種類)からいずれかを実施する	試験方法(3種類)からいずれかを実施する																								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験 法便覧[4]-185</td> <td>最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。</td> <td>・築堤は、1,000m³に1箇所に3箇所の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 ・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。</td> <td>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。</td> <td>・1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ・最大乾燥密度の90%以上。 ・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。</td> <td>・築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 測定点数 面積(m²) 0 500 1000 1000 2000 5 10 15</td> <td>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	試験基準	摘要	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験 法便覧[4]-185	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	・築堤は、1,000m ³ に1箇所に3箇所の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 ・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	・1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ・最大乾燥密度の90%以上。 ・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。	・築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 測定点数 面積(m ²) 0 500 1000 1000 2000 5 10 15	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験 法便覧[4]-256 突砂法</td> <td>最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ Va ≤ 75 μmふるい通過分)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ Va ≤ 10% 分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または、設計図書による。</td> <td>・築堤は、1,000m³に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 ・1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</td> <td>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。</td> <td>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ Va ≤ 75 μmふるい通過分)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ Va ≤ 10% 分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または、設計図書による。</td> <td>・築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m²未満: 5点 ・500m²以上1000m²未満: 10点 ・1000m²以上2000m²未満: 15点</td> <td>・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	試験基準	摘要	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験 法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ Va ≤ 75 μmふるい通過分)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ Va ≤ 10% 分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または、設計図書による。	・築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 ・1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ Va ≤ 75 μmふるい通過分)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ Va ≤ 10% 分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または、設計図書による。	・築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
試験方法	規格値	試験基準	摘要																											
最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験 法便覧[4]-185	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	・築堤は、1,000m ³ に1箇所に3箇所の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 ・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。																											
IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	・1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ・最大乾燥密度の90%以上。 ・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。	・築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 測定点数 面積(m ²) 0 500 1000 1000 2000 5 10 15	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。																											
試験方法	規格値	試験基準	摘要																											
最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験 法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ Va ≤ 75 μmふるい通過分)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ Va ≤ 10% 分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または、設計図書による。	・築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 ・1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。																											
IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ Va ≤ 75 μmふるい通過分)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ Va ≤ 10% 分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または、設計図書による。	・築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。																											
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TS・GPSを用いた盛土の締固め管理要領(案)による。</td> <td>・施工範囲を小分割した管理ユニットの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</td> <td>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td> <td>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	試験基準	摘要	TS・GPSを用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	・施工範囲を小分割した管理ユニットの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)による。</td> <td>・施工範囲を小分割した管理ユニットの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</td> <td>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td> <td>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	試験基準	摘要	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	・施工範囲を小分割した管理ユニットの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。								
試験方法	規格値	試験基準	摘要																											
TS・GPSを用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	・施工範囲を小分割した管理ユニットの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																											
試験方法	規格値	試験基準	摘要																											
TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	・施工範囲を小分割した管理ユニットの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																											

【2.2 海岸土工】新規追加工種 ※河川・海岸土工からの変更

工種	試験種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分
22 海岸 土工	材料 必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	/	/
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の締め試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の締め試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の締め試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の締め試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の締め試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
		土の締め試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
		土の締め試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
		土の締め試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
土工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	・上表のうちセクターで行うこととしている材料試験で、試験成績証明書(材料の生産地名(住所、採取業者名等)とみなされる場合は、その写しに代えることができる。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	ア エ センターで行う	
		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書の「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	イ	
		また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を		イ	

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分
				による		複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その 他	土の含水比試験 コーン指数の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。 設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トラフイカビリファイが悪いとき。		ア イ

【23 砂防土工】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧			新								
					試験方法(3種類)からいずれかを実施する	規格値	試験基準	試験方法(3種類)からいずれかを実施する	規格値	試験基準						
23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	規格値、試験基準、概要の変更	<p>試験方法</p> <p>最大粒径 ≤ 53 mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53 mm : 備装調査・試験法便覧[4]-185</p> <p>規格値</p> <p>最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。</p> <p>試験基準</p> <p>築堤は、1,000m³に1箇所に3箇所の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。</p> <p>概要</p> <p>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	<p>試験方法</p> <p>最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 > 53 mm : 備装調査・試験法便覧 [4]-256</p> <p>規格値</p> <p>最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。</p> <p>試験基準</p> <p>1,000m³に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</p> <p>概要</p> <p>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	<p>試験方法</p> <p>「RI」計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。</p> <p>規格値</p> <p>・1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大の乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。</p> <p>試験基準</p> <p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積(m²)</td> <td>0~500</td> <td>500~1000</td> <td>1000~2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table> <p>概要</p> <p>・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	面積(m ²)	0~500	500~1000	1000~2000	測定点数	5	10	15	<p>試験方法</p> <p>「TS-GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。</p> <p>規格値</p> <p>施工範囲を小分けした管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</p> <p>試験基準</p> <p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p> <p>概要</p> <p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>
面積(m ²)	0~500	500~1000	1000~2000													
測定点数	5	10	15													

【24 道路土工】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新
24 道路土工	その他	土の含水比試験 ・土の三軸圧縮試験 ・土のせん断試験	試験基準の変更 試験方法解説図書の改訂による名称変更	土質試験の方法と解説	<p>路床：当初及び土質の変化が認められた時</p> <p>路床：含水比の変化が認められた時</p> <p>土質試験の方法と解説</p>	<p>当初及び土質の変化した時。</p> <p>地盤材料試験の方法と解説</p>
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する	規格値の変更 試験基準 試験方法 試験概要	試験方法(3種類)からいずれかを実施する	<p>試験方法</p> <p>最大粒径 ≤ 53 mm： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 最大粒径 > 53 mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法</p> <p>規格値</p> <p>【砂質土】 ・路床：次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締め込みエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路床：自然含水比またはトラフィックピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締め込み管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。</p> <p>試験概要</p> <p>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	<p>試験基準</p> <p>路床の場合、1,000m³につき(=3孔)の割合で行う。ただし、3,000m³未満の工事は1工事当たり3箇所以上。 路床の場合、500m³につき1箇所(=3孔)の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3箇所以上。</p> <p>試験概要</p> <p>・路床、路床・最大乾燥密度の85%以上 ・路床・最大乾燥密度の90%以上 その他、設計図書による。</p> <p>試験概要</p> <p>・路床、路床・最大乾燥密度の90%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の92%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の92%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締め込みエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路床、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィックピリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の92%以上(締め込み試験 (案)による。</p> <p>試験概要</p> <p>・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>
					<p>試験方法(3種類)からいずれかを実施する</p> <p>試験方法</p> <p>最大粒径 ≤ 53 mm： 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 > 53 mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法</p> <p>規格値</p> <p>【砂質土】 ・路床：次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締め込み試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締め込みエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路床：自然含水比またはトラフィックピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締め込み管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。</p> <p>試験概要</p> <p>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	<p>試験基準</p> <p>路床の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。</p> <p>試験概要</p> <p>・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧			新				
					<p>「TS・GPSを用いた盛土の縮固め情報化施工管理要領（案）」</p> <p>・施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが縮固められたこと ・縮固められたこと ・縮固められたこと</p>	<p>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>	<p>ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基礎を適用することができる。 または、設計図書による。</p>	<p>「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による</p>	<p>ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基礎を適用することができる。 または、設計図書による。</p>		
	その他		含水比試験	試験基準の変更	降雨後又は、含水比の変化が認められた時。					<p>路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。</p>		
			コーン指数の測定	試験基準の変更	コーン指数の測定					必要に応じて実施。 (例) トラフィックペリテイが悪い時		

【26 コンクリートダム(高さ15m以上の砂防堰堤を含む)】

① 変更項目

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新								
26 コンクリートダム(高さ15m以上の砂防堰堤を含む)	材料(JISマーク表示されたレイディスクトコトを使用する場合は除く)	その他	骨材の微粒分量試験	試験方法、規格値の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS A 1103 JIS A 5005</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグラ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下) </td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	JIS A 1103 JIS A 5005	<ul style="list-style-type: none"> 粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグラ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下) 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS A 1103</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材：7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。 </td> </tr> </tbody> </table>	試験方法	規格値	JIS A 1103	<ul style="list-style-type: none"> 粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材：7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。
試験方法	規格値													
JIS A 1103 JIS A 5005	<ul style="list-style-type: none"> 粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグラ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下) 													
試験方法	規格値													
JIS A 1103	<ul style="list-style-type: none"> 粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材：7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。 													

② 削除した試験項目

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要
26 コンクリートダム	材料	その他	骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。

【27 覆工コンクリート (NATM)】 新規追加の試験項目

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験区分	試験場所の区分
27 覆工コンクリート	施工後試験	必須ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	イ
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同レベルを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	イ
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	エ センター

【28 吹付コンクリート (NATM)】新規追加の試験項目

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分
28 吹付コンクリート (NATM)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1 日 強度で 5N/mm ² 以上	トンネル施工長 40m ごとに 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 	イ

【35 ガス切断工】

工種	試験種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新								
35 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	規格値、摘要の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 μm Ry 以下</td> <td>表面粗さは、JIS B 0601 に規定する表面の粗度を表し、50 μm Ry とは表面粗さ 50/1000mm の凸凹を示す。</td> </tr> </tbody> </table>	規格値	摘要	50 μm Ry 以下	表面粗さは、JIS B 0601 に規定する表面の粗度を表し、50 μm Ry とは表面粗さ 50/1000mm の凸凹を示す。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 μm 以下</td> <td>最大表面粗さは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さ RZ とする。</td> </tr> </tbody> </table>	規格値	摘要	50 μm 以下	最大表面粗さは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さ RZ とする。
規格値	摘要													
50 μm Ry 以下	表面粗さは、JIS B 0601 に規定する表面の粗度を表し、50 μm Ry とは表面粗さ 50/1000mm の凸凹を示す。													
規格値	摘要													
50 μm 以下	最大表面粗さは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さ RZ とする。													

【36 溶接工】

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新								
36 溶接工	施工	必須	<p>試験項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 引張試験：開先溶接 型曲げ試験 (19mm 未満裏曲げ) (19mm 以上側曲げ)：開先溶接 衝撃試験：開先溶接 マクロ試験：開先溶接 非破壊試験：開先溶接 <p>マクロ試験：すみ肉溶接</p>	<p>変更概要</p> <p>道路橋示方書の改訂に伴う「概要」の変更</p> <p>道路橋示方書の改訂に伴う「概要」の変更</p> <p>道路橋示方書の改訂に伴う「試験基準」の変更</p> <p>道路橋示方書の改訂に伴う「試験基準」の変更</p> <p>「試験方法」「規格値」の変更</p> <p>「概要」に、(非破壊試験を行う者の資格)を追加</p> <p>「規格値」の変更</p>	<p>旧</p> <p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 17.4.4 溶接施工法 図-17.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>マクロ試験：すみ肉溶接</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 17.4.4 溶接施工法 図-17.4.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>衝撃試験：開先溶接</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 17.4.4 溶接施工法 図-17.4.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき 3 <p>マクロ試験：すみ肉溶接</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 17.4.4 溶接 図-17.4.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1 <p>非破壊試験：開先溶接</p> <table border="1"> <tr> <td>試験方法</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>JIS Z 3104</td> <td>引張側：2 類以上 圧縮側：3 類以上</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	JIS Z 3104	引張側：2 類以上 圧縮側：3 類以上	<p>新</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>マクロ試験：すみ肉溶接</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>試験片の形状：JIS Z 2242</p> <p>V ノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.2 衝撃試験片</p> <p>試験片の個数：各部位につき 3</p> <p>試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状</p> <table border="1"> <tr> <td>試験方法</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査の規定による</td> <td>同左</td> </tr> </table> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 	試験方法	規格値	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査の規定による	同左
試験方法	規格値													
JIS Z 3104	引張側：2 類以上 圧縮側：3 類以上													
試験方法	規格値													
「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査の規定による	同左													
			<p>試験項目</p> <p>引張試験：スタット溶接</p>	<p>「規格値」の変更</p>	<table border="1"> <tr> <td>試験方法</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>JIS Z 2241</td> <td>道路橋示方書・同解説による</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	<table border="1"> <tr> <td>試験方法</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>JIS Z 2241</td> <td>規格値 降伏点は 295N/mm² 以上、引張強さは 400~550N/mm²、伸びは 20% 以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	JIS Z 2241	規格値 降伏点は 295N/mm ² 以上、引張強さは 400~550N/mm ² 、伸びは 20% 以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。
試験方法	規格値													
JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による													
試験方法	規格値													
JIS Z 2241	規格値 降伏点は 295N/mm ² 以上、引張強さは 400~550N/mm ² 、伸びは 20% 以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。													

工種	試験種別	試験項目	変更概要	旧	新																
	試験区分	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	「試験方法」、「規格値」、「試験基準」、「概要」の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>JIS Z 3104 引張側：2類以上 圧縮側：3類以上</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	試験基準	JIS Z 3104 引張側：2類以上 圧縮側：3類以上		<ul style="list-style-type: none"> RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。 	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>JIS Z 3104 JIS Z 3060</td> <td></td> <td> 試験で検出されすぎず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内筋きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	試験基準	JIS Z 3104 JIS Z 3060		試験で検出されすぎず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内筋きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。				
試験方法	規格値	試験基準																			
JIS Z 3104 引張側：2類以上 圧縮側：3類以上		<ul style="list-style-type: none"> RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。 																			
試験方法	規格値	試験基準																			
JIS Z 3104 JIS Z 3060		試験で検出されすぎず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内筋きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。																			
		外観検査(割れ)	「試験基準」 「概要」の変更	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">概要</th> </tr> <tr> <td colspan="3"> 「鋼道路橋の疲労設計指針 田4.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6 mm以下となる。) </td> </tr> </table>	概要			「鋼道路橋の疲労設計指針 田4.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6 mm以下となる。)			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">概要</th> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・日本道路協会道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合など部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 </td> </tr> </table>	概要			<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路協会道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合など部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 						
概要																					
「鋼道路橋の疲労設計指針 田4.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6 mm以下となる。)																					
概要																					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路協会道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合など部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 																					
		外観形状検査(ビード表面のピット)	規格値の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td>目視</td> <td>あつてはならない。</td> <td> ・検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。 ・ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。 </td> <td></td> </tr> </table>	試験方法	規格値	試験基準	概要	目視	あつてはならない。	・検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。 ・ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。		<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td>目視</td> <td>あつてはならない。</td> <td> 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を用いる。 </td> <td> 磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を行う者は、それぞれ試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	試験基準	概要	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を行う者は、それぞれ試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
試験方法	規格値	試験基準	概要																		
目視	あつてはならない。	・検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。 ・ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。																			
試験方法	規格値	試験基準	概要																		
目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を行う者は、それぞれ試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。																		
		外観形状検査(ビード表面のピット)	規格値の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td>目視及びノギス等による計測</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。 ・その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手3個までを許容するものとする。 ・ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	目視及びノギス等による計測	<ul style="list-style-type: none"> ・主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。 ・その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手3個までを許容するものとする。 ・ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。 	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td>目視及びノギス等による計測</td> <td> 断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。 </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。								
試験方法	規格値																				
目視及びノギス等による計測	<ul style="list-style-type: none"> ・主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。 ・その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手3個までを許容するものとする。 ・ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。 																				
試験方法	規格値																				
目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。																				

工種	種別	試験区分	試験項目	変更概要	旧	新								
			<ul style="list-style-type: none"> ・外観形状検査(ビード表面のピット) ・外観形状検査(ビード表面の凹凸) ・外観形状検査(アンダーカット) ・外観形状検査(すみ肉溶接サイズ) ・外観形状検査(余盛高さ) ・外観形状検査(アークスタックド) 	試験基準の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>目視及びノギス等による計測</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。 目視は全延長実施する。 </td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	目視及びノギス等による計測	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。 目視は全延長実施する。 	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> </tr> <tr> <td>目視及びノギス等による計測</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 </td> </tr> </table>	試験方法	試験基準	目視及びノギス等による計測	<ul style="list-style-type: none"> 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。
試験方法	試験基準													
目視及びノギス等による計測	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。 目視は全延長実施する。 													
試験方法	試験基準													
目視及びノギス等による計測	<ul style="list-style-type: none"> 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 													
			外観形状検査(アンダーカット)	規格値、摘要の変更	<table border="1"> <tr> <th>規格値</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>アンダーカットの深さは、0.5 mm以下でなければならぬ。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、アンダーカットの規格値は0.3 mm以下あるいは、0.0 mmとなる。) </td> </tr> </table>	規格値	摘要	アンダーカットの深さは、0.5 mm以下でなければならぬ。	<ul style="list-style-type: none"> ・「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、アンダーカットの規格値は0.3 mm以下あるいは、0.0 mmとなる。) 	<table border="1"> <tr> <th>規格値</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>「日本道路協会道路橋示方書・鋼部材編 20.8.4及び表-解 20.8.5」に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.4及び表-解 20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級」に示されている。</td> <td></td> </tr> </table>	規格値	摘要	「日本道路協会道路橋示方書・鋼部材編 20.8.4及び表-解 20.8.5」に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.4及び表-解 20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級」に示されている。	
規格値	摘要													
アンダーカットの深さは、0.5 mm以下でなければならぬ。	<ul style="list-style-type: none"> ・「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、アンダーカットの規格値は0.3 mm以下あるいは、0.0 mmとなる。) 													
規格値	摘要													
「日本道路協会道路橋示方書・鋼部材編 20.8.4及び表-解 20.8.5」に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.4及び表-解 20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級」に示されている。														
			外観形状検査(余盛高さ)	規格値の変更	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td>目視及びノギス等による計測</td> <td>設計図書による。</td> </tr> </table>	試験方法	規格値	目視及びノギス等による計測	設計図書による。	<table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・目視及びノギス等による計測 </td> <td> 設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくとも、余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) $B < 15$: $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$: $h \leq 4$ $25 \leq B$: $h \leq (4/25) \cdot B$ </td> </tr> </table>	試験方法	規格値	<ul style="list-style-type: none"> ・目視及びノギス等による計測 	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくとも、余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) $B < 15$: $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$: $h \leq 4$ $25 \leq B$: $h \leq (4/25) \cdot B$
試験方法	規格値													
目視及びノギス等による計測	設計図書による。													
試験方法	規格値													
<ul style="list-style-type: none"> ・目視及びノギス等による計測 	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくとも、余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) $B < 15$: $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$: $h \leq 4$ $25 \leq B$: $h \leq (4/25) \cdot B$													

【37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない】新規追加工種

工種	試験種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分
37. 中層混合処理	材料必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	ア
		土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
		テーパーフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
		土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。	実施頻度は、監督員との協議による。	ア
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
		土懸濁液の pH 試験	JGS 0211	設計図書による。	有機質土の場合必要に応じて実施する		
		土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	有機質土の場合必要に応じて実施する		
		施工必須	深度方向の品質確認(均質性)	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試験のフェノールフタライン反応試験による均質性の目視確認		
施工必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	① 各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ② 1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表した	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	ア	
							エ

～70～

【38 置換工中（碎石）、39 置換工（碎石）】**県独自工種** 変更箇所は【路盤、舗装関係】に記載のとおり

【40 石積(張)工】**県独自工種** 変更なし

【4.1 橋梁耐震補強工（落橋防止装置）溶接工】**県独自工種**・・・H28.1.19 通知により追加（溶接工の改正により一部変更）※変更箇所は溶接工を参照

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分
41 橋梁耐震補強工（落橋防止装置）溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されなかったきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 3 類以上とする。 なお、板厚が 25mm を超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の 1/3 とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるのに注意する。	放射線透過試験の場合は、JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合は JIS Z 3060 による。 全溶接箇所を検査する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されていない。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	ア
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。 目視は全延長実施する。 ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。	ウ
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T 溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1 継手につき 3 個または継手長さ 1m につき 3 個までを許容する。ただし、ピットの大さが 1mm 以下の場合には、3 個を 1 個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		ウ
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ 25mm の範囲で 3mm 以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		ウ
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.4 及び表-解 20.8.5 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.4 及び表-解 20.8.5 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。	ウ

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分
			外観検査 (オーバーラップ)	・ 目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。 目視は全延長実施する。		ウ
			外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・ 目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の両端各 50mm を除く部分では、溶接長さの 10% までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに -1.0mm の誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		ウ
			外観形状検査 (余盛高さ)	・ 目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ピード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ピード幅 (B [mm]) 余盛高さ (h [mm]) $B < 15$: $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$: $h \leq 4$ $25 \leq B$: $h \leq (4/25) \cdot B$	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		ウ

【4.2 橋梁耐震補強工 (落橋防止装置)】**県独自工種**・・・H28.1.19 通知により追加※変更なし

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分
42 橋梁耐震補強工 (落橋防止装置)	施工必須		定着アンカー引抜試験		設計図書におけるアンカーボルト 1 本当たりの作用引抜荷重以上	アンカー径毎に 3 本以上		イ

写真管理基準 変更箇所一覧表

1. 新規に追加した工種、撮影項目

(品質管理)

番号	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	摘要
10	グースアスファルト舗装 (舗装現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
8	アスファルト舗装 (プラント)	水浸ホイールトラッキング試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
29	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	ホイールトラッキング試験			
30	プラント再生舗装工 (プラント)	ラベリング試験			
29	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	カンタプロ試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
25	吹付けコンクリート (NATM)	吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長 40m ごとに1回	不要	
34	中層混合処理	テーブリング試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	

(出来形管理)

編章節	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	摘要
3-2-3	小段排水工	幅、厚さ	200m又は1施工箇所につき1回(埋戻し前)	代表箇所 各1枚	3-2-3-29-2に準拠
	縦排水工	幅、厚さ	200m又は1施工箇所につき1回(埋戻し前)	代表箇所 各1枚	3-2-3-29-2に準拠
	張コンクリート工	厚さ	1施工箇所につき1回(施工後)	代表箇所 各1枚	3-2-3-29-2に準拠
3-2-6-12-11 (一般舗装工)	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート 鉄筋寸法、位置 横膨張目地部ダウエルバー寸法、位置 縦ぞり突合せ目地部・縦ぞりダミー目地部タイバー寸法、位置 平坦性 厚さ	各層毎に1回(散布時) 80m又は1施工箇所につき1回(据付後) 1施工箇所につき1回(据付後) 80m又は1施工箇所につき1回(据付後) 1施工箇所につき1回(据付後)	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
3-2-7-9-2 (地盤改良工)	固結工 (中層混合処理)	目地段差 施工厚さ 幅	1工事に1回[実施中] 各層毎200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠据付後〕[スリップフォーム工法の場合は打設前後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体掲載型レーザースキャナーを用いた出来形簡易要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[修正後] 1工事に1回 1,000m3〜4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1回。 〔施工厚さ 施工中〕〔幅 施工後〕 ただし、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	代表箇所 各1枚	3-2-7-9

編章節	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	摘要
3-2-15-3 (擁壁工)	盛土補強工 (補強土(テールアル メ工法)(多数アンカー 式補強土工法)(ジオテ キスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所につき1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-3
その他	維持修繕工関係 心置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	適宜	その他

2. 廃止した撮影項目

(出来形管理)

編章節	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件
1-3-7 (鉄筋工)	コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎につき1回〔施工時〕	代表箇所 各1枚
3-2-3-17 (共通工種)	養生	養生状況	工種種別毎につき1回、養生方法毎につき1回〔養生時〕	代表箇所 各1枚
7-2-6-3 (根固め工)	根固めブロック工	据付状況	1 施工箇所につき1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚
7-2-7-3 (消波工)	根固めブロック工	据付状況	1 施工箇所につき1回〔据付後〕	代表箇所 各1枚
8-3-6-4 (山腹水路工)	消波ブロック工	据付状況	1 施工箇所につき1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚
	山腹明暗渠工	管布設状況	全数〔埋め戻し前〕	不要

3. ICT活用による写真管理基準(撮影頻度、整理条件)の追加

【3次元データ等の活用による写真管理基準の追加】

(全体)

区分	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕の追加事項	整理条件の追加事項
施工状況	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真的写真	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎につき1回〔発生時〕	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)
	図面との不一致		ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎につき1回〔発生時〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚

(品質管理)

番号	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕の追加事項
11	路床安定処理工	現場密度の測定	ただし、「T・S・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する
12	表層安定処理工 (表層混合処理)		
15	補強土壁工		
19	河川・海岸土工 (施工)		
20	砂防土工		
21	道路土工 (施工)		

(出来形管理)

編章節	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕の追加事項	摘要の追加事項
1-2-3-2 (河川・海岸・砂防土工)	掘削工 盛土工 路体盛土工、路床盛土工	法長 幅	「T・S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「T・S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」による場合は1回 [施工後]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ) がわかるように撮影
1-2-3-3 (河川・海岸・砂防土工)	盛土工 路体盛土工、路床盛土工	巻出し厚	「空中写真測量 (無人航空機)を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。 「T・S・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」における「締め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
3-2-6-7 (一般舗装工)	アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、 下層路盤工・上層路盤工・粒度調整路盤・セメント安定処理・加熱アスファルト安定処理工・基層工・表層工	厚さ 幅	ただし、「T・S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「T・S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1回 [修正後] ただし、「T・S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「T・S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」による場合は各層毎1回 [修正後]	
3-2-6-13 (一般舗装工)	薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、 下層路盤工・上層路盤工・粒度調整路盤・セメント安定処理・加熱アスファルト安定処理工・基層工	幅	ただし、「T・S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」による場合は各層毎1回 [修正後]	
3-2-6-14				
3-2-6-15 (一般舗装工)	路面切削工	幅 厚さ (基準高) 深度	ただし、「T・S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」による場合は各層毎1回 [修正後]	
3-2-7-9-1 (地盤改良工)	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)		ただし、「(スラリー攪拌工)において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (固結工 (スラリー攪拌工)編) (案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	

編章節	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕の追加事項	摘要の追加事項
3-2-14-4-1 (法面工)	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長、 幅、 高さ、 砕中心間隔	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に 基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来 る。	

4. 写真管理基準のうち撮影項目、頻度等の変更

(全体)

区分	工種	変更概要	旧	新																								
施工状況	工事施工中	撮影頻度〔時期〕 及び摘要の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">写真管理項目</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度〔時期〕</td> <td>整理条件</td> <td>概要</td> </tr> <tr> <td>施工中の写真</td> <td>高度技術・創意工夫・ 社会性等に関する実施 状況が確認できるよう に適宜</td> <td>不要</td> <td>高度技術・創意工夫・ 社会性等に関する実施 状況の提出資料に添付</td> </tr> </table>	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要	施工中の写真	高度技術・創意工夫・ 社会性等に関する実施 状況が確認できるよう に適宜	不要	高度技術・創意工夫・ 社会性等に関する実施 状況の提出資料に添付	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">写真管理項目</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度〔時期〕</td> <td>整理条件</td> <td>概要</td> </tr> <tr> <td>施工中の写真</td> <td>創意工夫・社会性等に 関する実施状況が確認 できるように適宜</td> <td>不要</td> <td>創意工夫・社会性等に 関する実施状況の提出 資料に添付</td> </tr> </table>	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要	施工中の写真	創意工夫・社会性等に 関する実施状況が確認 できるように適宜	不要	創意工夫・社会性等に 関する実施状況の提出 資料に添付
写真管理項目			摘要																									
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要																									
施工中の写真	高度技術・創意工夫・ 社会性等に関する実施 状況が確認できるよう に適宜	不要	高度技術・創意工夫・ 社会性等に関する実施 状況の提出資料に添付																									
写真管理項目			摘要																									
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要																									
施工中の写真	創意工夫・社会性等に 関する実施状況が確認 できるように適宜	不要	創意工夫・社会性等に 関する実施状況の提出 資料に添付																									

(品質管理)

番号	工種	変更概要	旧	新																								
31	工場製作工	撮影頻度〔時期〕 の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">写真管理項目</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度〔時期〕</td> <td>整理条件</td> <td>概要</td> </tr> <tr> <td>在庫品切出状況</td> <td>形状毎に1回〔切 出時〕</td> <td>不要</td> <td>在庫品を切出し使用す る場合</td> </tr> </table>	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要	在庫品切出状況	形状毎に1回〔切 出時〕	不要	在庫品を切出し使用す る場合	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">写真管理項目</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度〔時期〕</td> <td>整理条件</td> <td>概要</td> </tr> <tr> <td>在庫品切出</td> <td>当初の物件で1枚 〔切出時〕 ※他は焼き増し</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> </table>	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要	在庫品切出	当初の物件で1枚 〔切出時〕 ※他は焼き増し	不要	
写真管理項目			摘要																									
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要																									
在庫品切出状況	形状毎に1回〔切 出時〕	不要	在庫品を切出し使用す る場合																									
写真管理項目			摘要																									
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要																									
在庫品切出	当初の物件で1枚 〔切出時〕 ※他は焼き増し	不要																										

(出来形管理)

編章節	工種	変更概要	旧	新																								
1-2-3-4(河川・海岸・砂防土工)	盛度補強工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)	撮影頻度の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">写真管理項目</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度〔時期〕</td> <td>整理条件</td> <td>概要</td> </tr> <tr> <td>控え長さ</td> <td>40m又は1施工箇所1回 各層ごとに全景1回〔施工後〕</td> <td>不要</td> <td>120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕</td> </tr> </table>	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要	控え長さ	40m又は1施工箇所1回 各層ごとに全景1回〔施工後〕	不要	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">写真管理項目</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度〔時期〕</td> <td>整理条件</td> <td>概要</td> </tr> <tr> <td>控え長さ</td> <td>120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> </table>	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要	控え長さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	不要	
写真管理項目			摘要																									
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要																									
控え長さ	40m又は1施工箇所1回 各層ごとに全景1回〔施工後〕	不要	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕																									
写真管理項目			摘要																									
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	概要																									
控え長さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	不要																										
1-3-7-4-1 (鉄筋工)	組立て	撮影項目の変更	位置、間隔、 継手寸法	平均間隔 継手寸法																								

編章節	工種	変更概要	旧	新																				
3-2-4-4 (基礎工) 3-2-4-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) 場所打杭工	撮影頻度の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>偏心量</td> <td>1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔打込後〕</td> </tr> <tr> <td>根入長</td> <td>1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔施工中〕</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理状況</td> <td>1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔処理前、中、後〕</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	偏心量	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔打込後〕	根入長	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔施工中〕	杭頭処理状況	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔処理前、中、後〕	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>偏心量</td> <td>1 施工箇所につき 1 回 (打込後)</td> </tr> <tr> <td>根入長</td> <td>1 施工箇所につき 1 回 (施工中)</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回 (処理前、中、後)</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	偏心量	1 施工箇所につき 1 回 (打込後)	根入長	1 施工箇所につき 1 回 (施工中)	杭頭処理状況	1 施工箇所につき 1 回 (処理前、中、後)
写真管理項目																								
撮影項目	撮影頻度 (時期)																							
偏心量	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔打込後〕																							
根入長	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔施工中〕																							
杭頭処理状況	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔処理前、中、後〕																							
写真管理項目																								
撮影項目	撮影頻度 (時期)																							
偏心量	1 施工箇所につき 1 回 (打込後)																							
根入長	1 施工箇所につき 1 回 (施工中)																							
杭頭処理状況	1 施工箇所につき 1 回 (処理前、中、後)																							
3-2-4-5 (基礎工)	場所打杭工	撮影頻度の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立状況</td> <td>1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔組立後〕</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	鉄筋組立状況	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔組立後〕	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回 (組立後)</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	鉄筋組立状況	1 施工箇所につき 1 回 (組立後)								
写真管理項目																								
撮影項目	撮影頻度 (時期)																							
鉄筋組立状況	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔組立後〕																							
写真管理項目																								
撮影項目	撮影頻度 (時期)																							
鉄筋組立状況	1 施工箇所につき 1 回 (組立後)																							
3-2-7-9-1 (地盤改良工)	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	撮影頻度の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>深度</td> <td>1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔打込後〕</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	深度	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔打込後〕	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>深度</td> <td>1 施工箇所につき 1 回 (打込前後)</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	深度	1 施工箇所につき 1 回 (打込前後)								
写真管理項目																								
撮影項目	撮影頻度 (時期)																							
深度	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔打込後〕																							
写真管理項目																								
撮影項目	撮影頻度 (時期)																							
深度	1 施工箇所につき 1 回 (打込前後)																							
3-2-14-4 (法面工)	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	撮影頻度の変更	<table border="1"> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度</td> </tr> <tr> <td>配筋状況</td> <td>400 m²に 1 回又は 1 施工箇所につき 2 箇所 [吹付前]</td> </tr> <tr> <td>アンカーバー設置状況</td> <td>400 m²に 1 回又は 1 施工箇所につき 2 箇所 [吹付前]</td> </tr> </table>	撮影項目	撮影頻度	配筋状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 2 箇所 [吹付前]	アンカーバー設置状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 2 箇所 [吹付前]	<table border="1"> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度</td> </tr> <tr> <td>配筋状況</td> <td>400 m²に 1 回又は 1 施工箇所につき 1 回 [吹付前]</td> </tr> <tr> <td>アンカーバー設置状況</td> <td>400 m²に 1 回又は 1 施工箇所につき 1 回 [吹付前]</td> </tr> </table>	撮影項目	撮影頻度	配筋状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 1 回 [吹付前]	アンカーバー設置状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 1 回 [吹付前]								
撮影項目	撮影頻度																							
配筋状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 2 箇所 [吹付前]																							
アンカーバー設置状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 2 箇所 [吹付前]																							
撮影項目	撮影頻度																							
配筋状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 1 回 [吹付前]																							
アンカーバー設置状況	400 m ² に 1 回又は 1 施工箇所につき 1 回 [吹付前]																							
3-2-14-6 (法面工)	アンカー工	撮影頻度の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>削孔深さ</td> <td>1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔削孔後〕</td> </tr> <tr> <td>配置誤差</td> <td>1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔施工後〕</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	削孔深さ	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔削孔後〕	配置誤差	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔施工後〕	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>削孔深さ</td> <td>1 施工箇所につき 1 回 (削孔後)</td> </tr> <tr> <td>配置誤差</td> <td>1 施工箇所につき 1 回 (施工後)</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	削孔深さ	1 施工箇所につき 1 回 (削孔後)	配置誤差	1 施工箇所につき 1 回 (施工後)				
写真管理項目																								
撮影項目	撮影頻度 (時期)																							
削孔深さ	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔削孔後〕																							
配置誤差	1 施工箇所毎 10 本に 1 回。1 施工箇所が 10 本以下の場合は 2 回。〔施工後〕																							
写真管理項目																								
撮影項目	撮影頻度 (時期)																							
削孔深さ	1 施工箇所につき 1 回 (削孔後)																							
配置誤差	1 施工箇所につき 1 回 (施工後)																							

編章節	工種	変更概要	旧	新														
9-3-3 (ボーリング工)	ボーリング工	深度の撮影頻度の緩和	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差 深度</td> <td>ブロック毎に1回 (施工中)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全数 (施工中)</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差 深度	ブロック毎に1回 (施工中)		全数 (施工中)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差</td> <td>ブロック毎に1回 (施工中)</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 (施工中)
写真管理項目																		
撮影項目	撮影頻度 (時期)																	
ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差 深度	ブロック毎に1回 (施工中)																	
	全数 (施工中)																	
写真管理項目																		
撮影項目	撮影頻度 (時期)																	
ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 (施工中)																	
10-1-11-6 (落石雪害防止工)	防雪柵工	撮影頻度の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>高さ 基礎幅 基礎高さ</td> <td>200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] 10基に1回。10基以下 の場合は2回 [施工 後]</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] 10基に1回。10基以下 の場合は2回 [施工 後]	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>高さ 基礎幅 基礎高さ</td> <td>200m又は1施工箇所 に1回 (施工後)</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所 に1回 (施工後)		
写真管理項目																		
撮影項目	撮影頻度 (時期)																	
高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] 10基に1回。10基以下 の場合は2回 [施工 後]																	
写真管理項目																		
撮影項目	撮影頻度 (時期)																	
高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所 に1回 (施工後)																	
10-1-11-7 (落石雪害防止工)	雪崩予防柵工	撮影頻度の変更	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長</td> <td>1施工箇所 に1回 [施工後] 10基に1回。10基以下 の場合は2回 [施工 後]</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所 に1回 [施工後] 10基に1回。10基以下 の場合は2回 [施工 後]	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">写真管理項目</td> </tr> <tr> <td>撮影項目</td> <td>撮影頻度 (時期)</td> </tr> <tr> <td>高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長</td> <td>1施工箇所 に1回 (施工後)</td> </tr> </table>	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度 (時期)	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所 に1回 (施工後)		
写真管理項目																		
撮影項目	撮影頻度 (時期)																	
高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所 に1回 [施工後] 10基に1回。10基以下 の場合は2回 [施工 後]																	
写真管理項目																		
撮影項目	撮影頻度 (時期)																	
高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所 に1回 (施工後)																	